第68回宍粟市議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成28年3月1日(火曜日)

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 3月1日 午前9時30分宣告(第1日)

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告

日程第 4 議案第99号の撤回の件

日程第 5 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 4号議案 宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定

について

日程第 7 第 5 号議案 宍粟市行政不服審査会条例の制定について

日程第 8 第 6号議案 宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条

例の制定について

日程第 9 第 7号議案 宍粟市長寿祝福条例の制定について

日程第10 第 8号議案 宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定について

日程第11 第 9号議案 宍粟市駐車場条例の制定について

日程第12 第 10号議案 宍粟市移動通信用施設条例の一部改正について

日程第13 第 11号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

日程第14 第 12号議案 宍粟市公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理について

日程第15 第 13号議案 宍粟市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関

する条例の一部改正について

日程第16 第 14号議案 宍粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の

一部改正について

日程第1	7	第	15号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及
				び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
				する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	8	第	16号議案	宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及
				び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
				いて
日程第19	9	第	17号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
				例の一部改正について
		第	18号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関
				する条例の一部改正について
		第	19号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に
				ついて
日程第20)	第	20号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
				償に関する条例の一部改正について
日程第2	1	第	21号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第22	2	第	22号議案	宍粟市自治基本条例の一部改正について
日程第2	3	第	23号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第24	4	第	24号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について
日程第25	5	第	25号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第2	5	第	26号議案	宍粟市教育研修所条例の一部改正について
日程第2	7	第	27号議案	宍粟市教育集会所条例の廃止について
日程第28	3	第	28号議案	宍粟市福知渓谷休養センター運営基金条例及び宍粟市
				休養休憩施設条例の廃止について
日程第29	9	第	29号議案	宍粟市へき地保育所条例の廃止について
日程第3()	第	30号議案	畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
		第	31号議案	平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総
				額及び賦課単価について
日程第3	1	第	32号議案	平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)
		第	33号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
				(第3号)
		第	34号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予
				算(第2号)

第 35号議案 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第 2 号)

第 36号議案 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第 3号)

第 37号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

第 39号議案 平成27年度 宗粟市農業共済事業特別会計補正予算(第 3号)

日程第32 第 40号議案 平成28年度宍粟市一般会計予算

第 41号議案 平成28年度 宗粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 42号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 43号議案 平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算

第 44号議案 平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 45号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第 46号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

第 47号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 48号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算

第 49号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 50号議案 平成28年度宍粟市病院事業特別会計予算

第 51号議案 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告

日程第 4 議案第99号の撤回の件

日程第 5 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 4号議案 宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定

について

日程第	7	第	5号議案	宍粟市行政不服審査会条例の制定について
日程第	8	第	6号議案	宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条
				例の制定について
日程第	9	第	7号議案	宍粟市長寿祝福条例の制定について
日程第1	0	第	8号議案	宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定について
日程第1	1	第	9号議案	宍粟市駐車場条例の制定について
日程第1	2	第	10号議案	宍粟市移動通信用施設条例の一部改正について
日程第1	3	第	11号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
日程第1	4	第	12号議案	宍粟市公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関
				係条例の整理について
日程第1	5	第	13号議案	宍粟市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関
				する条例の一部改正について
日程第1	6	第	14号議案	宍粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
				一部改正について
日程第1	7	第	15号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及
				び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
				する基準を定める条例の一部改正について
日程第1	8	第	16号議案	宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及
				び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
				いて
日程第1	9	第	17号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
				例の一部改正について
		第	18号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関
				する条例の一部改正について
		第	19号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に
				ついて
日程第2	0	第	20号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
				償に関する条例の一部改正について
日程第2	1	第	21号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第2	2	第	22号議案	宍粟市自治基本条例の一部改正について
日程第2	3	第	23号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について

日程第24	第	24号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について
日程第25	第	25号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第26	第	26号議案	宍粟市教育研修所条例の一部改正について
日程第27	第	27号議案	宍粟市教育集会所条例の廃止について
日程第28	第	28号議案	宍粟市福知渓谷休養センター運営基金条例及び宍粟市
			休養休憩施設条例の廃止について
日程第29	第	29号議案	宍粟市へき地保育所条例の廃止について
日程第30	第	30号議案	畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
	第	31号議案	平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総
			額及び賦課単価について
日程第31	第	32号議案	平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)
	第	33号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
			(第3号)
	第	34号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予
			算(第2号)
	第	35号議案	平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2
			号)
	第	36号議案	平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第
			3号)
	第	37号議案	平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3
			号)
	第	38号議案	平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2
			号)
	第	39号議案	平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第
			3号)
日程第32	第	40号議案	平成28年度宍粟市一般会計予算
	第	41号議案	平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第	42号議案	平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第	43号議案	平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第	44号議案	平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第	45号議案	平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第	46号議案	平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

第 47号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 48号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算

第 49号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 50号議案 平成28年度 宍粟市病院事業特別会計予算

第 51号議案 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員(18名)

出 席 議 員(18名)

1番鈴木浩之議員 2番稲田常実議員

3番藤原正憲議員 4番林 克治議員

5番飯田吉則議員 6番大畑利明議員

7番東豊俊議員8番福嶋斉議員

9番榧橋美恵子議員 10番西本 諭議員

11番 実 友 勉 議員 12番 高 山 政 信 議員

13番岸本義明議員 14番山下由美議員

15番 岡 前 治 生 議員 16番 小 林 健 志 議員

17番 伊藤 一郎 議員 18番 秋 田 裕 三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 﨑 悦 也 君 書 記 前 田 正 人 君

書記清水圭子君書記岸元秀高君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長福元晶三君 副市長清水弘和君

教 育 長 西 岡 章 寿 君 参 事 西 山 大 作 君

会 計 管 理 者 西 川 龍 君 一宮市民局長 落 岩 一 生 君

波賀市民局長 大 島 照 雄 君 千種市民局長 阿 曽 茂 夫 君

企画総務部長 中 村 司 君 まちづくり推進部長 坂 根 雅 彦 君

市民生活部長 小 田 保 志 君 健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君

産業部長中岸芳和君 農業委員会事務局長山石俊一君

 建 設 部 長 鎌 田 知 昭 君
 教育委員会教育部長 藤 原 卓 郎 君

 総合病院事務部長 花 本 孝 君

(午前 9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 第68回宍粟市議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、後刻市長より説明があります。円滑にかつ、適切妥当な議決に達せられますよう切望する次第であります。

人口減の現実が迫りくる中、2015年、昨年の国勢調査によれば、2010年比で宍粟市はマイナス7.6%で4万人を割りました。教育、福祉、経済活動全てにおいて不利な要因であります。

こうした社会構造の変化に対し求められるべきは、環境の変化に適応した政策が必要であります。このような意味で、今定例会は極めて大切な判断が求められると ころであります。

議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御 挨拶といたします。

市長、御挨拶をお願いします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

本日、第68回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

いよいよ弥生3月に入りました。揖保川の岸辺でも梅の開花が見られるころとなってまいりました。しかし、本日は一面が冬景色に逆戻りした朝となりました。先日、気象庁の発表によりますと、向こう1カ月の天候の見通しでは、日照時間、降水量、さらに気温とも平年並みのようであり、春の足音も一歩一歩近づいてきているように感じられます。

さて、現在では、国では2008年をピークに人口減少局面に入っており、我が宍粟市においても、昨年実施された平成27年国勢調査速報結果では、宍粟市の人口は3万7,792人、また、今年1月末の住民基本台帳による人口でも3万9,993人となり、4万人を下回る状況となりました。

私は、これらを鑑み、市の将来を思慮する中で、過日、「人口減少非常事態」を発しました。改めて、将来にわたりさまざまな施策を通じて、人口減少を克服し、本市の持続的な発展のための対策をとっていくとともに、若い世代が希望を持ち、安心して結婚や子育てし続けられる地域づくりに取り組んでいく思いを強くしたと

ころであります。

昨年12月に策定をしました「宍粟市人口ビジョン」では、2060年に人口3万3,000人を目指す目標としております。継続的に人口減少対策を講ずることが必要であり、「宍粟市地域創生総合戦略」の四つの柱を中心に、子育て環境の充実に取り組むなど、何としても若者の定着を図ることが最重要課題であると、このように考えております。

このような中にあって、平成28年度からは「第2次宍粟市総合計画」、「宍粟市地域創生総合戦略」など、それに基づいた新たなまちづくりをスタートさせます。 その取り組みを着実に進めるべく「若い人に選ばれるまちづくり」、「地域資源を生かし人の流れをつくるまちづくり」、「健康で心豊かなまちづくり」に重点を置き、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これらの取り組みを含めた平成28年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、平成27年度補正予算、平成28年度予算、人権擁護委員候補者の推薦、宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定、宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例の制定など、51の議案を上程しております。

議員各位には、慎重に御審議賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、 開会にあたっての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) ただいまから第68回宍粟市議会定例会を開会いたします。 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。 日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告 2 、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案51件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(秋田裕三君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

1番、鈴木浩之議員、2番、稲田常実議員、以上、両議員にお願いをします。

日程第2 会期の決定

議長(秋田裕三君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの25日間に決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告

議長(秋田裕三君) 日程第3、総務文教常任委員会行政視察報告を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察について報告をさせていただきます。

視察の年月日は、本年2月2日から3日の2日間でございました。

視察先は、佐賀県武雄市と福岡県八女市でございます。

出席委員は、委員全員と議長でございました。

当局からは、西山参事、藤原教育部長と事務局の前田次長の3名が随行をいたしました。

それでは、視察概要の説明をいたします。

まず、2月2日に訪問しました佐賀県武雄市では、コンピューターや通信技術の発展とともに、現代の産業や社会に大きな変化をもたらしており、これまで人類が経験したことのない生き方、考え方、学び方を生み出しつつある。

そのため学校教育は、今は予想もつかない職業やライフスタイル、学習に向けて 子どもたちを教育しなければならない。そういった中で、ICTを活用した教育の 今後の方向性を探るため、ICT利活用教育施策について視察研修をさせていただ きました。

武雄市から、子ども教育部スマイル学習課担当職員に出席をいただき説明を受けました。

武雄市でのICT利活用教育導入の経緯は、子どもたちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという基本理念のもと、情報化社会への対応、21世紀型のスキルの習得のためICT教育に取り組むこととされました。

次に、ICT機器の整備状況として、電子黒板は平成21年度より取り組み、普通教室には100%整備済みとなっております。タブレット端末は、平成22年度に国庫補助事業により2校をモデルとしてスタートし、236台を整備され、平成26年に全小学校、平成27年に全中学校に整備されております。

利活用の現状として、タブレットに記録された予習動画により、家で予習を行い、 翌日学校では教え合い、学び合いを中心とした教育、いわゆるスマイル学習を小学 校3年生以上に導入されております。

また、小テストなどで生徒の正誤をリアルタイムで先生のタブレットに反映する ことで、ピンポイントの指導や、授業全体の組み立てを行われております。

スマイル学習の検証結果としては、スマイル学習実施の算数と未実施の国語の成績を比較した場合、算数については一定の成績向上が見られたとのことでございました。

委員会としての視察考察といたしましては、生徒がタブレット端末を自宅に持ち帰り、動画を活用した予習を行った上で授業に臨む「スマイル学習(武雄式反転学習)」というものでございますけれども、展開させており、この学習の生徒の評価はとても楽しみ、少し楽しみを合わせますと8割を超えており、一般的に行われている授業より高いと言われております。このことから授業の理解度の向上が見られ、導入している算数では、武雄市における平均正答率が、佐賀県全体の平均正答率に対して上昇が見られる。しかし、導入されてから年数も浅く、データ的に判断するには乏しいかとは思われますが、生徒が学習への意欲、取り組みが向上したことは研修説明の言葉からも伺い知ることができました。

武雄市のようなICT教育に取り組みは、全国的な取り組みとして展開してくるものと思われます。しかし、武雄市において全ての学校でスマイル学習実施率が統一されているわけではございません。ばらつきがあることも指摘されていることから、先生に対する指導要領の整備が求められております。ただ、先生が学習原案を

作成し、業者に動画作成を委託されており、専門的な見地からの作成、先生の負担軽減に努めていることは評価できます。さらに、授業開始時に予習が終わっているため、共同学習に時間を割けること、また、練習問題の正答数から理解度が把握できること、理解できていない生徒に集中して教えることができ、学力の向上に繋がると思われることから、宍粟市においても導入の検討はすべきであります。採用にあたっては、メリット、デメリットの調査、時期的な研究、当然ではございますが、予算的な面も考慮し「生きる力」を育む教育に取り組むべきであると思います。

なお、各委員の所感につきましては、お手元にあります報告書に記載しておりま すので、後ほど御高覧お願いを申し上げたいと思います。

続きまして、2月3日には福岡県八女市へ、地域づくりの活動支援施策について 視察を行いました。

八女市からは、甲斐田係長ほか関係職員に出席をいただきまして説明を受けました。

八女市の地域づくり活動への支援制度といたしましては、まず、校区まちづくり協議会への支援として、184行政区を概ね小学校区とした21地区の校区まちづくり協議会に対して、毎年度55万円、一部は58万円を交付されております。

また、市民活動時の事故保険に加入やまちづくり指導員 2 名を配置し、各種情報の提供、地域振興計画策定の支援などを行われております。

次に、地域づくり提案事業への支援として、校区まちづくり協議会及びその下部組織が、地域振興計画を策定し、その計画に基づき、地域振興活動、地域活性化活動、景観等の保全、住みよい地域づくり活動などに取り組んだ場合に、ハード事業は100万円、ソフト事業は50万円を上限に助成され、また、地域振興計画の策定については、30万円を助成されております。

次に、未来づくり協議会への支援として、各校区まちづくり協議会より2名参加 し、総数42名で構成する未来づくり協議会に対して助成を行い、団体相互の情報交 換、行政との意見交換、情報誌の発行を行っております。

その他の支援といたしまして、八女市の区域内において、まちづくりに関する活動を行っている、また、行おうとする 5 人以上で構成する団体などに対して、30万円を上限に助成されております。

委員会としての視察考察でございますが、本市と同様に八女市も厳しい財政状況となっており、現状の行政サービス水準を行政だけで年々維持していくことは困難となっていることから、「現状と課題」を捉え、「地域の中で住民自らが考え、行

動する住民自治の基盤づくりの重要性」が求められ、184自治会を取りまとめ、校区単位の21のまちづくり協議会としていることから、地域課題についての住民の合意形成ができ、情報共有ができる。また、異なる複数のテーマをさまざまな立場から議論することができる。次に、地域に一体感が生まれ、活動団体相互の連携や協力ができるなどのメリットがあることから、宍粟市の現状を鑑み、参考にされたいと思います。

また、団体に対しての財政的支援は、概ね一律であり、地域のリーダーによって活動に違いが生じる点があることから、交付金のあり方については検討の余地があると感じました。

また、宍粟市の元気げんき大作戦に近い取り組みとして、市民提案型事業助成制度があり、取り組みやすくハードルを低くしてあることから、10年間で100団体が事業に取り組まれており、宍粟市でも見直すべき点があるのではないかと感じました。

さらに、八女市で実施されているような事業の活動成果を報告する会を設けることによって、活動に対する意見や新しいアイデアなどを出し合い、各協議会の繋がりをつくっていくことにより、問題・課題解決の糸口になるのではないかと思われるので、宍粟市においても一考されたい。

なお、各委員からの所感につきましては、報告書に記載しておりますので、御高 覧いただきたいと思います。

以上で、総務文教常任委員会の行政視察の報告を終わります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 第99号議案の撤回

議長(秋田裕三君) 日程第4、第99号議案の撤回の件を議題といたします。

第99号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について撤回理由の説明を求めます。 福元市長。

市長(福元晶三君) 第68回宍粟市議会定例会に提出しました、第99号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして撤回の理由を申し上げます。

本日平成28年3月1日から、コンビニでの住民票等の交付ができるようになりました。当該議案につきましては、マイナンバーの施行により、市民がコンビニで住民票等の交付が受けられる利便性の向上を目指すもので、このコンビニで住民票等を交付する場合の手数料について改正しようとするもので、御審議をいただいていたものであります。

このような中、システム変更等について照会をしましたところ、全国的にも多くの自治体が実施に向けて取り組んでいることから、システム変更等の事務処理に相当の期間を要し、現在提案しております期日からの施行に対応することが困難であることが判明しましたので、去る平成28年2月24日に、議長に対して撤回を申し出たものであります。

議会及び委員会におきまして、慎重な御審議を賜っておりました中、大変御迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。これらの諸事情御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第99号議案の撤回の件については、これを承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第99号議案の撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程第5 第1号議案~第3号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第1号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第3号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第1号議案から第3号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大事から委嘱される非常勤の国家公務員であり、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

宍粟市の人権擁護委員11名のうち3名が、平成28年6月30日で任期満了となることから、後任の委員としまして、久保光生氏、尾崎里実氏、大岩清人氏の3名を推

薦しようとするものであります。

久保氏と尾崎氏の両氏は、平成22年7月から人権擁護委員として積極的に活躍を いただいており、人権擁護、人権啓発に多大な貢献をなされており、引き続き人権 擁護委員として推薦しようとするものであります。

また、大岩氏は、人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護に取り組んでいただきたく、ここに推薦し、議会の御意見を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。

ただいま議題となっております第1号議案から第3号議案まで3議案につきまして、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第1号議案を採決します。

第1号議案を原案のとおり推薦することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第1号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第2号議案を採決いたします。

第2号議案を原案のとおり推薦することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第3号議案を採決いたします。

第3号議案を原案のとおり推薦することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

日程第6 第4号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第4号議案、宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第4号議案、宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、昨年9月に、たつの市が中心市宣言を行いました。宍粟市としましても、この定住自立圏形成に参加する市町が抱える共通課題の解決に向け、医療福祉、移住・定住対策や広域観光等の連携を推進し、各市町が持つ強みや特徴を生かして、地域住民の生活機能を確保し、また、地域の魅力を向上させていくため、協議と検討を進めております。

つきましては、地方自治法第96条第2項に基づき、定住自立圏推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結または変更を議会の議決事件とするため、条例を制定するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。

ただいま議題となっております第 4 号議案は、会議規則第39条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) ないようでありますので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 第5号議案

議長(秋田裕三君) 日程第7、第5号議案、宍粟市行政不服審査会条例の制定に ついてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第5議案、宍粟市行政不服審査会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

行政処分の取り消しや変更を求める際の手続を定めた行政不服審査法が、公正性 や使いやすさの向上の観点に基づき大幅に改正され、平成28年4月1日より施行されます。

この法律の改正により、市においては、審査結果の妥当性をチェックするために、 第三者機関を設置することが義務づけられたことから、市の附属機関として、新た に行政不服審査会を設置し、その組織及び運営について定めるものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回、行政不服審査会条例ということで、提案されております。それで、行政不服を申し立てたことを検討審議する会だというふ

うに思うわけでありますけれども、ここで第3条で審査会の権限に属する事項のうち公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関してすぐれた識見を有する者というふうな規定があるわけでありますけれども、そういう意味でこの宍粟市内の市民が選ばれるのか、それともそういうことにはこだわりなく、例えば弁護士の資格を持っておられたりとか、行政書士の資格を持っておられたりとかというふうなことになるのか、そのあたり具体的にどのような見通しを持って今回提案されているのか、お聞きしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 私のほうからお答えいたします。

国の行政不服審査会の委員につきまして、先ほど議員おっしゃいましたように、 行政の内部に詳しい方、あるいはある程度の法律等に識見が深い方ということがご ざいます。その部分を宍粟市内でもそのことを通じて選任をしていきたいと考えて おりますので、今おっしゃられました専門的な知識を有される弁護士さんとか司法 書士さんとかそういう方と、あるいは行政経験がある市役所のOB、あるいは行政 機関のOBも含めて広く求めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いし ます。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。私が知りたいのは、市民にこだわられるのか、 それとも市民にはこだわらず広く人材を求めるということなのかというふうなとこ ろなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分につきましては、やはり制度の趣旨に応じた方ということで、できたら市内の方にお願いしたいんですけど、そうできない場合は市外もあり得るということになると考えております。

議長(秋田裕三君) 続いて質疑。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。私も同じ議案について質問させていただこうと思うんですが、ただいまもありましたように、第3条の「委員は審査会の権限に属する事項に関して公正な判断をすることができ」ということでありまして、委員については、公正な立場に立って審査会の公正な審議、あるいは適正な判断にあたるべき人を選ばれるというふうに思うわけですが、一方で、その事件につきまして、委員と利害関係にあるような事件が、例えば審査をされる場合については、私

は除斥規定を設けて、別の委員がその任にあたるというふうにすべきではないかなというふうに思いますが、その辺について今回の提案ではその除斥制度についての規定はございませんので、それの考え方をひとつお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、第3条の4項に「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」と、至極当然のことであると思いますが、仮にそういうことがあった場合の罰則規定、そういうものもこの条例を見る限り設けておられないというふうに思いますが、その罰則規定についてどのような考え方をお持ちなのか、その2点をお伺いしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 2点につきまして、まず最初に、除斥につきましては、今後、条例では設けてはおりません。この部分につきましては、委員がもし万が一そういう事案、案件に関係が深い場合は、この条例によりまして、委任の部分になるんですけども、審議会で諮っていただいて除斥をしていただくというのが適当かなとは考えてはおります。

2点目ですけども、罰則規定です。この部分につきましても、この条例上は設けておりません。現在、個人情報の保護の条例の中には行政職員としての部分で一般職及び特別職の部分で個人情報の漏えいに対する規定が守秘義務が課せられてくるという解釈をしております。その部分につきましては、罰則規定がその部分で設けてありますので、その辺が適応されるんではないかと考えております。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 2点目のところはわかりましたが、除斥のところについては、 先ほどの岡前議員の質問の中でもできるだけ市内の委員にこだわっていきたいとい うようなお話もございましたように、となりますとなおさら、そういう事件との関 係がある方が選ばれる可能性というのが出てくるかと思うんですね。そういう意味 で、もし万が一ということではなく、やっぱりそういうことを想定してしっかりと 何か規定を設けるべきだというふうに考えますので、もう一度その件について御答 弁をいただきたいと思うのと、それから、ちょっとここに書いてなかったんですけ ど、先ほど市長の提案理由の中で、組織及び運営に関して規定するというふうにお っしゃいましたが、この条例を見る限り、運営のところについては、この条例に規 定がされていないと思いますので、その辺ちょっと追加で質問させていただきます ので、御答弁お願いしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 除斥につきましては、現在、この部分も含めまして、情報公開とか、あるいは情報保護審査会の部分につきましても明確な規定はないと考えております。その部分につきましては、その辺も含めまして検討していきたいと考えます。

あと1点につきましては、この運営につきましては、行政不服審査法の改正に基づきまして、その部分の運営方法というようなことで通達等が来ております。その部分に基づいてやっていくことにはなると考えておりますので、そちらでカバーしていきたいなと考えております。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 済みません。その通達が来ているということでありますが、 運営に関してですね、それを何に規定をするのか、それをお答えください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この行政不服審査法自体が大幅に変わったというのが、審査請求と異議申し立ての部分が審査請求に一本になりました。

そこを審査請求をされた場合、例えば、市ですと処分庁と審査庁が同じになってしまいます。その部分につきましては、審理員を置いてそこで審理の上、これを第三者機関に諮問をしていくということになっております。ですから、この諮問をさせていただいて、それを審議していただくというような流れでございますので、運営につきましてはその部分で判断していただくということでございますので、ちょっとこの中には規定はございません。

議長(秋田裕三君) 清水副市長。

副市長(清水弘和君) 不足した部分の説明をさせていただきます。

まず、除斥に関する指摘、そのとおりでございます。そういうような状況が発生することは十分考えられます。それから、運営に関しましても、ただいま申し上げましたように、ある程度の規定は当然決めておくべきだというふうに思っております。それについては、この第6条のところで、さらに条例ではないんですが、運営とか定めまして、また必要になってきましたら報告をさせていただきたいと思いますので、第6条の中の審査の手続に関しまして、そういうようなことを明文化したいというように思っておりますので、よろしくお願いします。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 5 号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。

暫時休憩。

午前10時12分休憩

午前10時17分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 第6号議案

議長(秋田裕三君) 日程第8、第6号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び 運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第6号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消費生活センターは、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者安全法の 規定に基づき設置するもので、宍粟市においては、平成22年度から設置し、市民の 皆様からの消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること、消費生活の啓発に関 することなどに取り組んでおります。

こうした中、消費者の安全・安心を確保するために、地域における地方消費者行政の充実・強化を進めていくことなどを目的として、消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターを設置する市町村は、組織及び運営等に係る事項を条例で定めるものとされました。

宍粟市におきましても、消費生活相談体制を明確にするため、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定しようとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。第5条関係になろうかと思うんですけれども、消費者安全法の改正の内容を見ておりますと、消費者庁がガイドラインを出しております。その中で、参酌基準というのがあるんですけれども、今回の改正にあたっ

て、相談員の資格を消費生活相談員資格試験合格者、または、景表法等改正等附則 第3条により試験に合格した者を配置することを定めたというふうな記述があるわ けでありますけれども、今回の条例制定によって、職員の配置はどうなるのか。先 ほどもありましたように、平成22年に消費者生活センターは設置要綱という格好で、 既に宍粟市では立ち上げられておって、その職員体制もあるわけでありますけれど も、今回条例制定によってどうなるのか、その点まずお聞かせください。

それと、あわせてガイドラインの中で言われておることが、任期ごとに客観的な能力実証、これは5条の中にあるんですけれども、これは誰がどのようにその実証、その人の能力の実証を行うのか、大変重要なところだと思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一つは、消費者安全法の中に消費者安全確保地域協議会とか消費生活協力団体及び消費生活協力員というふうな規定がございます。今回は、あくまで消費生活センターの組織及び運営に関する条例ということでありますけれども、その消費生活相談を進めていく上においては、このような地域団体、地域の消費生活相談の手足となってもらえるような、そういう裾野を広げる団体の活動も大切だと思うんですけれども、このあたりのところは条例上私が触れていなかったように思うんですけれども、どういうふうな対応になるのか、お聞かせ願えたらと思います。議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) それでは、消費生活センターの関係の御質問の答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、条例制定によって職員配置はどうなるのかという御質問でございます。

現在、宍粟市の消費生活センター、先ほどありましたように、もう既に要綱設置で動いております。専門職種の消費生活相談員というのは2名配置をしております。今回の条例制定による職員配置についてでありますけれども、資格試験合格者、御指摘のありました、それとともに法律で規定をしておりますそれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認めた者ということで規定がされております。その規定に基づいて、今回、現在の消費生活相談員、それをそのまま継続により雇用し、維持をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の能力実証の件でございます。

これにつきましては、現在、専門職種としての臨時職員という形で雇用をしております。その能力実証につきましては、毎年の所属長等の勤務評定、その中で行っ

てきております。条例制定後におきましても、基本的には同制度の中で能力実証を 行ってまいりたいというふうに考えております。

3点目の消費者安全確保地域協議会、あるいは協力団体だったり協力員、この件でございます。

個人情報ということについて、今回この法律改正の中で規定をされております。 非常に慎重に対応していかなければいけない、議員の御指摘がありましたようなことも十分活用していく必要があるだろうというふうには考えておりますが、今後、 関係する団体等とも十分協議をしながら、今後、検討していかなければいけない課 題だというふうに考えております。

以上です。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。1点目の職員配置は、現在要綱で設置されている消費生活センターの2名の職員を継続ということであります。それで、その方の要件については、市町村長が同等以上と認める者というふうなことで解釈しているんだというふうなことなんですけれども、今回、先ほど申し上げましたガイドラインの参酌基準として明示されているものについては、先ほど言いました試験に合格した者を最低1人、その他の職員についてはその要件を満たさなくてもいいというふうにはされております。

それとあわせて、先ほど部長はその能力実証については、勤務評定の中で行うというふうにされたんですけれども、今回条例制定に至る経緯とか消費者安全法が改正された経緯を見ますと、今いろいろな詐欺事件等とかが多い中で、いつも新しい情報、新しい研修を行う必要性というのがあるわけですね。ですから、今現状としては同等の能力を維持されておられる方がされておるとは思うんですけれども、やっぱり客観的にどうなのかというふうなことを見た場合に、やっぱりそういう試験があるのであれば、その試験を受けていただくということも必要やと思うんですね。ですから、その点についてはいかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 資格試験の話でございます。実は、新年度予算に資格試験を受けてもらうための関連予算を既に計上させていただいております。 年度が変わりますと、その資格試験に向けて取り組んでいくということにしておりますので、よろしくお願いします。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。それで、大変広い宍粟市の中で2名の消費生活相談員がおられるということなんですけれども、先ほどのその試験というのは2名とも受けていただくということで解釈をしていいのか。

それと、もう一つは、臨時職員対応というふうなことで、これはガイドラインの中にも詳しく書いてあるんですけれども、いわゆる臨時職員の雇いどめはやめなさいよというふうな指導がなされております。あくまで本来的な正職員であるべきなんでしょうけども、やむを得ず臨時職員の常勤的雇用というふうなことにはなっているんだと思うんですけれども、臨時職員ということになると何年間の定めがあって、事実上更新、更新というふうな形にはなっておるんですけれども、雇いどめはやめなさいよというふうな指導がされております。そのことについては、そのような対応をされるのか確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 試験の受験につきましては、予算では 2 名分 計上させていただいております。

それから、雇いどめの関係ですけれども、これまで培ってきた経験であるとか知識が雇いどめで途切れてしまうということを防ぐために、そのことがガイドラインでも述べられていると、我々としてはそのことは重要だというふうに考えておりますので、その方向で考えていきたいというふうに思います。

議長(秋田裕三君) 続いて質疑を受けます。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) すみません。先ほどの第5号議案、こちらが通告を出しておりませんでしたが、お時間をとらせて申しわけございませんでした。

第6号議案の消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について、質問をさせていただきます。

まず、先ほど来お話があるとおり、消費生活センターは要綱で設置がされているんですけれども、なぜこの時期に条例に改めるのか、その理由ですね、国が条例で定めるというふうに言ったからということではなくて、なぜ要綱ではなくて条例にきちんと定めなければいけないかという明確な理由を教えてください。

あと、消費生活センターの職員の方、やはり個人情報を扱ったりということで、この第7条には情報の漏えい等の規定があるんですけれども、守秘義務的なところがちょっと見受けられないんですけども、そのあたりはどこで規定されるのかということが2点目です。

以上、2点お願いします。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 条例がなぜこの時期なのかということでございます。このことにつきましては、御存じのとおり消費者安全法の一部が改正されたというところで、その中に現在設置する市町についてはこれを条例で定めるということになっておりますので、条例を制定する必要があるということでございます。さらには、その改正法律が平成28年4月1日施行ということでございますので、

宍粟市の場合につきましても、同日の施行日として条例を制定したいということで、 提案をさせていただいているということでございます。

それから、守秘義務の関係につきましては、当然、地方公務員法、あるいは宍粟市でありますと、宍粟市臨時職員等の身分の取扱い等に関する規則、この中に規定をしております守秘義務の遵守というところが適用されるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) すみません。条例制定の時期については法改正の関係でわかったんですけれども、なぜ国が要綱設置のものをわざわざ条例でうたえというふうに言ってきているのか、その理由をどのように捉えているのかをちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 国が今回消費者の安全を守っていくために、確固たる位置づけをしていく、そういう意味では条例設置がふさわしいというとこるで、端的に言うと、そういうことだというふうに理解をしております。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 要綱と条例の違い、今御答弁いただいたとおりかと思うんで、この条例に限らず要綱と条例の関係、そのことを認識してやっていただきたいんですけれども、国が条例にうたえというふうに言っているから条例にうたうということではなくて、その理由ですね、結局。なぜ条例にしたほうが適切なのかという、先ほどの確固たる位置づけというか安定性の問題、そういったところが条例設置の理由かと思いますので、その他のことに関してもそういったことを御配慮いただければというふうに思います。理由はわかりました。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第6号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた

します。

10時40分まで休憩に入ります。

暫時休憩。

午前10時32分休憩

午前10時40分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9 第7号議案

議長(秋田裕三君) 日程第9、第7号議案、宍粟市長寿祝福条例の制定について を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第7号議案、宍粟市長寿祝福条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これまで宍粟市では、長寿を祝福し高齢者の福祉の増進のため、宍粟市敬老祝金 支給条例に基づき、満80歳、満88歳、満100歳を迎えられた高齢者の皆さんにそれ ぞれ祝い金を支給してきたところであります。

しかしながら、超高齢化社会を迎えた我が国においては、男女ともに平均寿命が 80歳を超えているのが現状であります。

また、今後、ますます高齢化が進む中で、高齢者が可能な限り住みなれた地域で 安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者がい つまでも元気で暮らし続けられるよう、介護予防や健康施策の推進など、高齢者の ための施策の拡充を図っているところであります。

このたび、これまでの宍粟市敬老祝金支給条例にかえて、新たに宍粟市長寿祝福条例を制定することにより、これまで地域社会に貢献してこられた高齢者の皆さんに対し、市民こぞって敬愛の意を表し長寿を祝福することとし、満88歳、満100歳、最高齢者、最高齢夫婦の方々へ祝い品を贈呈しようとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、山下由美議員。

1.4番(山下由美君) では、第7号議案に対して質問をさせていただきます。

宍粟市敬老祝金支給事業は、毎年80歳の人に5,000円、88歳の方に2万円、100歳の方に5万円を祝い金として支給するものであり、多くの御高齢の方が楽しみにしておられ、宍粟市で生活しているということに喜びを感じておられます。

なぜ今この事業を廃止するのか御説明ください。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) 私のほうからお答えをさせていただきます。

市長も人口減少非常事態の宣言を発しております。深刻な人口減対策が迫られている今現状、地域創生総合戦略を策定して、その対策に取り組もうとしておるところでございます。

また、超高齢社会への対応、それからひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれている中で、高齢者をはじめとして誰もが住みなれた地域の中でできる限り暮らし続けていける、今地域包括ケアシステムの構築を進めていかなければなりません。

年々増加しております介護給付費や医療費をはじめとするいろんな社会保障関係費への対応、それから地域包括ケアシステム構築に向けた訪問看護事業などへの充実、認知症施策の推進等々取り組む事業の転換を図る必要があるというふうに考え、今回の見直しを行ったところでございます。

以上です。

議長(秋田裕三君) 14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 先日、民生委員会のほうに提出されました説明資料によりますと、宍粟市敬老祝金支給条例を廃止して、宍粟市長寿祝福条例を制定することによって、市の財政上は659万円の予算を減らすということになっております。

そこで、今、宍粟市の御高齢の方たちの現状を見てみますと、宍粟市は介護保険料も兵庫県下で5番目に高くて、非常に生活しにくい状況であります。特に、ようやくこの80歳まで生きてこられた、これからどのように生活していったらいいかというふうに、本当に悩んでおられる方たちもたくさんおりますし、80歳まで生きてきて、それで今後生きるというのは本当に大変なことであります。

市は高齢者を支える施策の展開をこれからしていくということでありますけれど も、でも、宍粟市で生活しておられます御高齢者の生活実感は、それらの施策の展 開の効果が出ているとはいまだ思えません。

今回のこの祝福金支給条例の見直しは、対象となっておられる御高齢の方たちの

御意見を聞いてのことなのかどうかをお尋ねいたします。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) 今回の見直しにおきまして、それぞれ高齢者の方に 意見を求めてはおりません。政策的にやはり今後宍粟市が取り組むべき課題という のが多々ございますので、そちらのほうの取り組みに重点を置こうという考えに基 づいて、今回見直しを行わせていただきました。

以上です。

議長(秋田裕三君) 14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 御高齢の方たちの御意見を聞かずに政策が決まるという、 それで今回このように制定ということで、それでいいのかどうかというのを質問い たします。

議長(秋田裕三君) 福元市長。

市長(福元晶三君) 今回廃止する条例につきましては、長年いろいろありまして、 昨年、一昨年も80歳の方等々からのいろいろ5,000円支給したときにお礼のお電話 やいろんなことも御意見をいただきました。

さらにまた、老人クラブであるとかいろんなところに行きまして、私自身も御意見をお聞きする中で、可能な限りこれから若い人たちのほうにもシフトすることも考えてくれと、こんな御意見もありました。そういうことも踏まえて、今回については、ある意味市としての政策的な判断で、今回こういう方向で上程させていただいておると。

ただし、敬愛の念は当然のことでありますので、市民こぞってその長寿を敬愛する、この意識啓蒙は当然大事でありますので、今回祝福条例の制定の中で、大いに市民の皆さんと一緒になって長寿をお祝いしたいと、そういう意図でありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(秋田裕三君) 続いて、質疑を受けます。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。私はこの条例を見て、大変な憤りを感じたんですけれども、合併前の波賀町のときは、もう14年前になりますけれども、70歳以上の方に5,000円が支給されておりました。それを統一するというふうなことで、今、山下議員も言いました80歳の方に5,000円、それで88歳の方には2万円、100歳の方に5万円というふうなことに統一されて、そのときにも大変憤りを感じたのを今思い出します。

それで、今回は新たに名前を変えて、対象者を絞りに絞って、それでお金ではなくて品物を渡すというふうなことなんですけれども、これ今まで言われておった敬老祝い、お年寄りを敬ってお祝いしましょうという意味と、今回出されております長寿祝福、この意味の違いというのはどこにあるのか、わかりやすく説明していただきたいと思います。

似たような質問になるかもしれませんけれども、今回、80歳が対象から外れている、先ほど平均寿命はもう80歳を超えているんだからという話が出ておりましたけれども、80歳という長寿というのはお祝いをする対象から外れるべきものなのかどうか、そのことは市長はどういうふうに認識をされておるのか。

それと、もう一つは、先ほども言いましたけれども、お祝い金から品物に変わる、これはどういうふうな意味を持つのか、また、どういうふうな祝い品を考えておられるのか、その点お聞きしたいと思います。

それと、今回また、長寿祝福の中に最高齢者と最高齢夫婦、今まで予算上は毎年約2万円程度予算化されておったものを、わざわざ条例の中でうたってあります。 これの意味するところは何なのか。

それぞれ4点についてお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) 私のほうからまずお答えをさせていただきます。

まず 1 点目、敬老祝いと敬老祝福、この違いということなんですけれども、高齢者に敬意を表して長寿をお祝いするという意味においては、これは同じであると思っておりますが、これまでは現金給付の条例でございましたので、現金給付を改めてお祝いの品を贈るということでございます。

それと80歳が対象から外れるという件でございますけども、冒頭ありましたように、今平均寿命80歳を超えている今日におきまして、お祝いの品を贈呈するのはそれ以上の方に見直しをさせていただいたものでございますので、これをもって80歳は敬老の対象ではないということではなく、何歳であろうともやはり常に高齢者に敬意を表するという気持ちを持つという、このことは大切なことであるというふうに思っております。

それと、祝い金から品物に変更についてでございますけれども、できるだけ市内の経済振興といいますか、活性化に繋がればということで、例えば、今ふるさと納税の返礼品がございますけれども、この返礼品などを参考に検討をしているところでございます。

それと、最後に、最高齢者と最高齢夫婦の規定でございます。これまで最高齢者、それから最高齢夫婦につきましては、内部規定といいますか、それでお祝いの品を贈呈をしておりましたけれども、本条例制定をするにあたりまして、この最高齢者、最高齢夫婦も条例に明記する中で、御長寿に対して敬意を表したいということで、今回、条例の中に規定をさせていただいております。

以上です。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。条例上は、確かに多年にわたり社会に貢献され た高齢者に対して敬愛の意を表し長寿を祝福することを目的とする、大変きれいな 言葉で書いてあります。でも、その中身は、先ほども言いましたように、80歳の方 を中心に大幅にその対象を、そして金額についても品物にかえてというふうなこと で減額する内容となっております。先ほど山下議員も言いましたけれども、平成26 年度決算で敬老祝金が860万円、それで、最高齢者・最高齢夫婦祝い品が1万9,548 円、これだけの支出なんですよね。この支出を新たに削ろうという、確かに介護事 業の特別会計、後期高齢者医療の特別会計、それぞれ毎年大幅な伸びを示しており ます。しかし、誰も介護が受けようと思って受けているわけではありませんし、病 気になろうと思って病気になっているわけではありません。これはどの自治体も避 けられない社会現象なんですね、少子化と高齢化社会が一緒に来ているわけですか ら。でも、だからといって、そこで高齢者に対して、こういう本当にささいなサー ビスを打ち切る、こういうことはあってはならないと思うんですよ。こういうふう な少 子 高 齢 化 社 会 だ か ら こ そ 80歳 の 節 目 を お 祝 い し て 市 か ら 5 , 000 円 を 支 給 す る 。 最低限こういうふうなぬくもりのある市政を保たなければならないんじゃないです か、市長。

議長(秋田裕三君) 福元市長。

市長(福元晶三君) 敬老の意味は全く同じでありまして、長寿をお祝いするというのが、これ市民こぞってやっぱりそのことは敬意を表さなくてはならないと、このように思っています。これまでお金で、しかも80歳でとこういうことだったんですが、繰り返しになりますが、高齢者が可能な限り生涯現役ということについては、これからどんどん施策を展開しなくてはならないとこのように考えております。

一方で、高齢化が進む中で、市民こぞって88歳、100歳という節目の中でお金ではなしに市内の、これから品物は別にしまして、そういうお祝いの、あるいは敬老の念を市民こぞって上げていきたいと、そういう方向にシフトすべきかなとこのよ

うに判断して、今回条例として上程をさせていただいております。意図はそういう ことでありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。先ほど言いましたように、波賀町のときに70歳以上の方に5,000円が、9月に毎年支給されておりました。それで、そのときに言われておったのが、その当時は老齢福祉年金といって掛金をかけずにもらえる年金を月2万円とか3万円とか、大変少額でありましたけれども、そういう方たちには大変喜ばれておりました。今、80歳の方というのは恐らく老齢福祉年金の方はおられないと思いますけれども、でも、国民年金だけで生活されている方というのは、かなりの数おられるんですね、生活保護も受けずに。その方たち満額支給でも6万円そこそこですよ。恐らく満額支給で受けられている方はまだいいかもしれませんけれども、でも、多くの方が満額支給を受けられている方はまだいいかもしれませんけれども、でも、多くの方が満額支給を受けられているとは限りません。ですから、その5,000円というお金がどういう意味を持つのか、それは個々違いますよ。でも、大変大きな意味を持つお金である人も大変多いわけですよ。それを楽しみに80歳を迎えたことを誇りに思う、長寿を、長生きできたことを家族や御近所の方に感謝する、そういうことが今求められているんじゃないかなというふうに私は思います。

ですから、先ほど平均寿命というふうなことも言われました。私も平均寿命って何だろうということで、改めて調べてみましたけれども、平均寿命というのは、要はその年に生まれた赤ちゃんが今後何年生きられるかということを計算式で求めたものなんですよね。ですから、今、周りに80歳の人がたくさんいるから平均寿命が高いですよとかというふうなことではないわけですね。まして、今80歳の方というのは、戦前に生まれて、戦前には大変食料不足の中で食べたい時期に食べる物も食べずに、しかもその中で育って、それで高度経済成長に向けて日本の経済の発展に本当に寄与してきた人たちなんですよ。だから、その人たちに対して敬老祝金をやめて、しかも全く何もなくしてしまう、こういうふうなことでは私は市長が温かい市政をいくら口にされたとしても、温かい市政とはとても言えない状況にあると思います。

そこで、これは民生生活常任委員会ですね、是非民生生活常任委員会に資料として出していただきたいのは、80代の方で、あなた方は介護保険料とか後期高齢者医療大変高くついているとおっしゃいますけれども、80代の方で要介護認定を受けておられない方、実際どれぐらいおられるのか、90歳ぐらいまで、大変でしたら85歳ぐらいまでの5年間でもいいですから、実際、元気なお年寄りもたくさんおられる

わけですよ。そういう人をいかに継続して元気におっていただくか、こういうことにこそ力を注ぐべきであるので、まず、そういうふうな資料をつくってみてください。

それと、もう1点気になるのが、敬老会事業ですね、敬老会事業には、社会福祉協議会に委託金として1,112万円が払われております。でも、実際は、その敬老会に参加できる方というのは、本当に限られているわけです。大変長時間座ったままでおるということで、本当に元気な方の参加の場にはなっているということはいいわけですけれども、本当に80歳、90歳という高齢の方がその敬老という意味において参加できているのかどうか、その辺のところを1回調査をして、委員会審査の材料に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) 今ありましたように、二つの件につきましてできるだけ資料をそろえさせていただいて、所管の委員会のほうに提出をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 7 号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第10 第8号議案

議長(秋田裕三君) 日程第10、第8号議案、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第8号議案、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

手話は障害者権利条約や障害者基本法において一つの言語であることが明記されています。

市民の多くが使用する母語は日本語でありますが、手話を母語とする「ろう者」は自分たちの言葉が通じない中、多くの不便を抱えながら地域で生活をされています。

現在、市民が手話と接する機会はまだ少なく、手話に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況を受け、市民一人一人が互いの人格と個性を尊重し、手話

を使って安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、手話が言語である との認識に基づき、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手 話の普及等に関する施策を推進するため、本条例を制定するものであります。

また、この条例は、当事者や関係団体からなる手話言語条例検討委員会において、 慎重に協議いただいたものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。この条例は、ある意味同僚議員が一般質問で取り上げて、それと市内でしたか、団体の方が要望書を出されて、今回の条例制定に至ったということは大変うれしいことだと思うんですけれども、そういう中で、実効性を伴う条例にするということが何より大切で、今回も予算書を見てみますと、意思疎通支援事業ということで予算化がされております。それで、教えていただきたいと思うんですけれども、実際に今、市内で手話通訳を必要とする方というのはどの程度おられて、逆にその手話通訳を提供できる方というのはどの程度おられるのか、その実態をまずお聞かせ願いたいと思います。

それと、今回予算書を見てみますと、手話通訳者を 2 人設置ということで、559万5,000円が置いてあります。この予算額を見ますと、臨時職員対応で年間常設の形になるのかなというふうな意味でとっておるんですけれども、大切なのは 2 番目に質問しておりますように、手話通訳を必要とする人が必要なときにその手話通訳を受けることができるかどうかなんですよね。そのために、先ほど言いましたように、予算額上は多分常設だと思うんですけれども、そういうふうな常設というふうなことになるのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それと、あわせて専門的な手話通訳者だけではなしに、やっぱり職員であるとか、市民にも理解を広める、条例でもうたってありますけれども、そういうことも大切であります。そういうことについて予算上も手話講座を開催するというふうなことが計上されておりますから、そういうふうなことだと思うんですけれども、そのあたりまた予算委員会なり、この民生の常任委員会に具体的な養成計画ですね、どんなことを考えておるのか、そういうふうな詳細がわかればお聞かせ願えたらと思います。

それと、条例制定後の当面の施策なんですけれども、例えば、その手話通訳の設置、この2名というのが4月1日から設置ができるような環境になっておるのか、まずこのことが大事だと思うんですけれども、そういうことが可能というふうなことで解釈してもいいのかどうか、その点をお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) 4点、私のほうからお答えをさせていただきたいと 思います。

まず、1点目の手話を必要とする人と手話通訳ができる人の御質問ですけども、 平成27年3月31日現在ですけども、聴覚に障がいをお持ちの方は約160名おられま すけれども、全ての方ではございません。実態の把握が全てはできておりませんけ れども、その中でろうあ協会に加入されている方は13名おられます。それから、手 話通訳ができる方でございますけれども、今、市のほうに登録していただいており ます手話通訳者、それから手話の奉仕員の方、合わせて17名ございます。

それと、2点目の必要なときに配置ができるのかということでございます。

今も意思疎通支援事業ということで、派遣の御希望がありましたら、それぞれ派遣調整をしまして、この市に登録していただいております手話通訳者なり手話の奉仕員の方を派遣をしております。今、平成27年度、これまでお断りしたケースはございませんので、ただ、今後それぞれ派遣の機会が増えてくるものと思いますので、それに対応できるように、やはり手話奉仕員等の養成などには引き続き取り組む必要があるだろうということと、それから、手話通訳の設置の件でございます。

これは、今、非常勤職員でございますけれども、平成27年4月1日から1名福祉部局のほうに手話通訳者を1名設置しておりますけれども、この設置の部分について、平成28年度から1名増員して2名設置をしていきたいというふうに考えております。これはあくまでも市役所のほうに来庁される方の対応、あるいは緊急時の対応等々に対応するものでございまして、派遣の部分については、今申しました市に登録していただいている方々に主として派遣のほうを対応していただいているところでございます。

それから、手話通訳者養成計画についてでございますけれども、これまで市民も対象にしました手話奉仕員の養成講座、これを毎年実施しております。これまでもたくさんお受けしていただいて、平成27年度は37名でしたか、37名の方が受講していただいております。ただ、これは年間の受講ですので、年間約20回の講義を受けていただくことになりますので、その中で就労された方は平成27年度は27名ござい

ます。こういうことで、それぞれ市民の方を対象には毎年養成講座を持っておりま す。今後とも継続して実施する予定にしております。

それから、最後に、設置通訳の関係を先ほど申しましたとおりでございまして、それから、今後の対応ですけれども、条例にも規定しております手話施策の会議、これを設置する予定にしておりますので、具体的なことについてはその中で決めていくことにしておりますけれども、やはり、市民あるいは事業者さんに対しての啓発というのが非常に大事だというふうに思っております。現在、そういう市民や事業者に対して、やはり手話言語条例ができたんだということと、それから、手話は言語であるというふうなことも啓発が必要でございますので、今、ろうあ協会の方々にも御協力いただいて、啓発パンフレットもつくっておりますので、その中で啓発を進めていくということと、それから、今後も手話奉仕員等の養成を担っていくということを考えております。具体的には、今後、会議の中でいろいろと御意見をいただきながら進めていくことになります。

以上です。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) もう少し詳しく教えていただきたいんですけれども、いわゆる耳が不自由な方というのが160名おられるけども、その中でろうあ協会に所属されている方は13名だけやというふうなことで、実際に手話通訳を必要とする方というのがどの程度、手話ができるというのは、中途で耳が聞こえなくなった方というのは、なかなかその習得が難しいというふうに聞いております。そういう中で、要約筆記とか自分の意思を伝えるためにメモ書きをして渡すとか、いろんな意思疎通の手段はあるわけでありますけれども、やっぱり、まずはきちっと実態をつかまなあかんと思うんですね。どれだけの人が必要とされておるのか、やっぱりそのあたりのところをしっかりつかんでいただいて、委員会にそういうふうな丁寧な資料をつくって出していただきたいと思いますけれども、それは可能でしょうか。

それと、もう1点は、今回1名増やすということなんですけれども、4月1日時点で2名体制にできるということなんでしょうか。その点お聞かせください。

議長(秋田裕三君) 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長(浅田雅昭君) まず、1点目、手話を必要とする人の実態把握、これは当然今からも確実に行っていく必要があろうと思います。条例を制定します。 ただ、今現状、聴覚に障がいのある方約160名と言いましたけれども、1級から6級までございますので、その全ての方が手話ということではございません。今、市 で把握しているのは、ろうあ協会に加入されている方が13名、この方々は手話を必要とするということでございます。

それと、手話通訳の設置の件ですけども、この4月から2名体制でいく予定にしております。

以上です。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 8 号議案は、民生生活常任委員会に付託をいた します。

日程第11 第9号議案

議長(秋田裕三君) 日程第11、第9号議案、宍粟市駐車場条例の制定についてを 議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第9号議案、宍粟市駐車場条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

中国自動車道山崎インターチェンジ及び神姫バス山崎待合所の周辺には、駐車場が十分に確保されておらず、高速バスや路線バスを利用する方は、バス停までの行き来に苦慮されておられます。

このことを受け、高速バスや路線バスを利用する方の利便性の向上を図るため、 市営の駐車場を設置しようとするものであります。

市営の駐車場としまして、山崎インターパークアンドライド駐車場、山崎インター自転車等駐車場、山崎待合所自転車等駐車場の三つの駐車場を設置し、供用開始に伴い、駐車場の管理及び利用に関することを定めるものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回、今まで市がこれからつくることも含めて 三つの駐車場を条例制定しようとされるんですけども、私はあくまでこれは神姫バスの駐車場でありますから、市としては民間にできることは民間にというのが、今 スローガンでありますので、本来であれば、私は神姫バスが自分とこの利用者さん のための施設でありますから、神姫バスが整備すべきものであるという考えは変わらないんですけれども、ただ、神姫バスが整備しないんであれば、それの不便というのは市民がこうむるわけですから、こういうふうに公費で整備されるのもやむを得ないかなというふうなことを前提にお聞きするわけでありますけれども、一つは、山崎待合所の自転車置き場ですね、これについては、もう既に供用開始されておるのに、今回三つの駐車場ができたからということなのかもしれませんけれども、なぜ今あえて条例制定なのか、その点その条例の意味であるとか、今まで条例としては位置づけていなかったのに供用開始されていたというものがあるというふうなことも、行政の手法としてはおかしいことなので、そのあたりどのように解釈をされておるのか。

それと、今までそれぞれあったものを拡張するとか、いろいろな条件がそれぞれ 三つ違うんですけれども、それぞれの駐車場というのは、自動車や自転車が何台と められるスペースがあって、今現状として利用されているものについては、その利 用実態でありますとか、これから供用開始にかけようとするものについてはどの程 度利用が見込めるのか、そのあたりのところも含めてお聞かせ願えたらと思います。

それと、この駐車場にあわせて、定住促進のための定期券の助成が、購入費用が助成されておりますけれども、これについて、これもその駐車場と一体化した制度であると思うんですね。ですから、今現状として、この制度を利用されているという方がどの程度おられるのか、この条例の趣旨というのは、あくまで路線バス利用者の利便性向上のために、市が設置する駐車場の管理及び利用に関する必要な事項を定めるものとするですから、何も高速道路を使って神戸に仕事に行く人のためだけのものではないわけですね。市外の、例えばたつのの高校であるとか、姫路の高校であるとか、近隣の市外のそういう通学者、通勤者というのはたくさんおられるわけで、そういう方についてもこの条例の趣旨から言うと、当然そういう通勤費の助成の対象になるべきだと思うんですけれども、あくまで高速道路を利用したバスに限定されておる、こういうところに私は納得いかないところがあるんですけれども、その点お聞かせください、その理由を。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 私のほうから駐車場の条例がなぜ今なのかということと、それぞれの利用実態とかということにつきまして、お答えさせていただきます。

この山崎の待合所の駐車場につきましては、公共交通のスタートにあわせて整備

をされて、供用開始をされていたものでございます。これにつきまして、駐車場としての部分で、やはり不特定多数の多くの方が使われてくる、ほかの二つの部分の整備もあわせまして、やはり公の施設として条例を定めて管理するのが適切であろうという判断でございます。

この部分につきまして、パークアンドライドが、この4月から供用開始、それと、インターの自転車等の駐車場が若干遅れます。そういう部分もございまして、今回 条例を提出させていただいたところでございます。

それと、現在の部分、その駐車場のとめられる台数なんですけれども、山崎のバス停につきましては、概ね自転車が150台程度と聞いております。それと、新たにつくりますパークアンドライドにつきましては、自動車で概ね60台程度がとめられるかなと考えております。それと、インターの自転車等の駐車場につきましては、概ね25台を予定しております。

それと、今の利用実態ですけども、今利用されているのが、山崎の待合所の駐車場でして、自転車で概ね150台、満杯に近い8割から9割程度はとめられているとお聞きをしております。

私のほうからは、以上でございます。

議長(秋田裕三君) 続いて、坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 私のほうからは、通勤通学費の助成事業を市内全て対象にすべきでないかという御指摘についての御答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、通勤通学費の助成事業については、平成27年度から始めております。基本的には、定住促進という目的を持って創設した制度でございます。西播磨、あるいは中播磨という地域につきましては、基本、通勤圏内というところで、それ以外の通勤通学者に宍粟市に住まいを構えていただきながら、将来にわたって定住に繋げていくということを大きな目標として、この制度を創設したということでございます。

現在、市外からのIターン、あるいはUターン、そういう方々のこの制度の御利用というのはございません。

平成28年の2月末現在で、この制度を使っていただいているのは、市内の以前からお住まいの通勤者が1名、それから通学者が14名、計15名がこの制度を活用いただいているという状況にございます。

以上です。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 駐車場とその定住促進という、定期券の購入補助というのは、僕は一体的などうしても切り離せない制度だというふうに思いますので、あえてお聞きしますけれども、先ほど、冒頭市長がおっしゃいました宍粟市の人口減の状況というのは、非常事態に当たるんだというふうなことで非常事態宣言をしたというふうに私には聞こえたんですけれども、そういうことから言うと、いかに今現在宍粟市に住んでいる人の負担を軽減するか、宍粟市から出ていきたくないと思わせる施策を展開するか、そのことが大切なんですよね。

今、部長がおっしゃられましたけれども、IターンやとかUターンの利用の実績はないということですよね。であるのであれば、なぜこの公共交通のバスが始まってから、市外に通学する高校生なんかの通学費については、市内バスの定期代が5,000円かかることによって、株券を利用した場合、その分が上乗せになっている実態があると思うんですよ。ですから、そういうことを放置しておいて、帰ってこられるか、来てもらえるかわからない方たちに税金を投入するということではなしに、今宍粟市に住んでいる人を大切にしないと、どんどん宍粟市から、通学が大変だから下にアパートを借りて住もうかとか、そういうふうなことに繋がっているのではないかと思いますので、そういうところにこそ、こういうふうな定期券の購入助成なんかも、今現在宍粟市に住んでおられる方にこそ使うべきではないかなと。近隣、姫路、たつのは除外されておりますけれども、そういうところにもしないと、この駐車場も生きてこないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか、市長。

議長(秋田裕三君) 福元市長。

市長(福元晶三君) ただいまの御発言にあった意図は十分理解できますし、私もやっぱりここに定着をしていただくということで、あらゆる手段を講じる中で、一つ一つ階段を積み上げていかないかんだろうと思っております。

ちなみに、御承知のとおり、今日から神姫バスの三ノ宮行きも朝 5 時15分発、それから、三ノ宮発がこれまで 9 時だったんですが、 7 時20分発ということで、相互にやってできるだけこういった機会を捉えて定着を図っていけるということで、神姫バスにも協力していただいて、試行的に今日から運行していただきます。

ただいま申し上げられた御質問にあったことも踏まえて、今後の課題として捉え させていただきたいとこのように思っています。

議長(秋田裕三君) 質疑を続けます。

続いて、6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。宍粟市の駐車場条例について、先ほどの議論はちょっと予算委員会とかそっちのほうに任せていただきたいというように思いまして、私は技術的なこととか、管理についてちょっとお尋ねしようと思うんですが、まず、路線バス利用者の利便性向上のために、市が設置する駐車場というふうに規定してありますけれども、駐車場の種類がここには書かれておりませんので、後の名称・位置こういうものを見れば路外駐車場かなということがわかるんですが、そういう点を今後のことも含めて、どの何駐車場というものに対して、この条例を制定しようとしているのかということを明確にする必要があるというふうに思います。

今回の条例提案が、路外駐車場ということを前提に質疑をさせてもらおうと思うんですが、この駐車場については、駐車場法という上位法がございますが、そこには届け出義務があるなしにかかわらず、地方公共団体が公的に整備をする駐車場については、私はその上位法に定めます管理規定、あるいは技術的な基準、そういうのに適合しているかどうかというのが非常に重要だというふうに思います。

その点について、その上位法に適合した駐車場の整備がされているのかどうか、 その辺をお伺いしたいのが1点。

それから、もう1点は、この駐車場利用に対してバリアフリーが適用されているかどうかということなんですが、やはり、高齢者あるいは障がい者等の利用が想定されるわけで、いわゆるバリアフリー新法、そういう法が定めます基準に適合しているものかどうかということをお尋ねしたいと思います。

特に、駐車場のみならず、山崎インターのパークアンドライドには、トイレの整備も進んでいるように伺っておりますので、そういう附属施設も含めてバリアフリー対応なのかどうか、その辺をお教えいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 私のほうからこの部分につきまして、先ほど議員おっしゃられましたように、路外駐車場ということで整備を進めております。この部分につきましては、駐車場法にその適合するかどうかにつきましても若干検討、考えるべきかなということもあったんですけども、その方向で進めております。

それと、技術的基準等につきましても、一応その部分については適合していると は考えてはおります。

あと1点、バリアフリー新法の部分につきましても、トイレ等、それから駐車区 画等も含めて適合はしているんじゃないかなとは考えております。もし万が一お気 づきの点がありましたら、お教え願えたらありがたいと考えております。 以上でございます。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 私がお尋ねをしているんであって、適合しているんであれば、このようにしていますということで具体的に例を挙げて申していただきたいと思います。例えば、バリアフリーであれば、このようなバリアフリーの基準で、このような構造でつくっているということをはっきりとこの場で言っていただかないと、私たちにはわかりませんので、提案者側で説明をしてください。それをお願いいたします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 細かいところまで本日ちょっと資料等がございません。委員会のほうでその部分について説明をさせていただきたいと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) わかりました。仕方ありませんので、付託委員会のほうに審査を委ねたいと思います。

それと、ちょっと通告外になって申しわけないんですが、ここには利用時間のところについて、あるいは使用料について、時間は常時利用が可能、利用料は無料ということで、私が心配いたしますのは、非常に市民にとっては使いやすいというふうに考えられる反面、管理上放置自動車、放置車両、そういうものが出てくる懸念があろうかというふうに思います。

その後ろのほうにそれに対する取り組みがいろいろと書かれておるわけですけども、そういうものが本来発生をしないような措置をまずとって、その後にもし万が一そういうことが発生するならこういう規定でいくというふうに条例を制定すべきかなというふうに私は思ったんですが、もう最初から、これやったら自由にとめられるという、そういう感じがしてしまうので、その辺の条例上のつくり方として、これが本当にいいのかどうか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この条例の設定にあたりましては、やはり使い勝手のいい、市民にとって利便性の向上に繋がるものとしたいと考えております。使用につきましては、やはりモラル等を守っていただいて適切に利用していただきたいという思いで、最低限の部分だけ整備をさせていただいたところでございます。

議長(秋田裕三君) 質疑を受けます。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 私のほうからは、第4条に規定する利用料金、使用料についてなんですけれども、駐車場の使用料は全て無料ということになっているんですけども、やはり受益者負担の観点から、原則から一定の受益者負担が必要というふうに考えます。非常にもう何も活用されていない空き地をわざわざ駐車場にしたわけではなくて、わざわざ土地を買い、造成し、整備をするわけですので、その便益にあずかる方が市内の中でわずかしかいらっしゃらないと思うんです。それ以外の方が、受益者以外の方が税負担をしているということから考えると、ある一定程度の受益者負担が求められると思うんですけども、無料とした根拠を教えてください。議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分につきましては、やはり交通手段が自家用車など、そういう車しかない本市におきましては、やはり定住促進を図る上においての施策の一環として、また公共交通の利用促進を図る上においても、できるだけ多くの方に使っていただきたいという思いから無料化とさせていただきました。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第9号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第12 第10号議案

議長(秋田裕三君) 日程第12、第10号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第10号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成17年度より、宍粟市内における携帯電話の不通話地区解消を目的として、移動通信用鉄塔施設整備事業に取り組んでおります。

平成27年度事業において、宍粟市千種町西河内地区の携帯電話通話用鉄塔施設の整備が完了することから、同条例に規定する施設に当該施設を加える改正を行い、 宍粟市移動通信用施設として位置づけ、適正な管理、運営を図ろうとするものであります。 内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第13 第11号議案

議長(秋田裕三君) 日程第13、第11号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第11号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

行政処分の取り消しや変更を求める際の手続を定めた行政不服審査法が、公正性 や使いやすさの向上の観点に基づき大幅に改正され、平成28年4月1日より施行さ ることに伴い、関係条例6件について、所要の改正を行うものであります。

初めに、宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてですが、法律改正により審理員制度が導入されましたが、各条例に基づく処分に係る不服申し立てについては、現行の情報公開審査会または個人情報保護審議会に諮問することとし、審理員による審理手続に関する規定を適用しないものとするほか、文言の整理その他所要の改正を行うものです。

次に、宍粟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、宍粟市税条例、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の4件の条例につきましては、法律の改正により不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことによる文言の整理、その他所要の改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 1番、鈴木です。

今回のこの条例の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備ということなんですけれども、情報公開条例、あと個人情報保護条例について、現行の各条例それぞれの条例に規定している手続等があるかと思うんですけれども、それが行政不服審査法の施行に伴いどのように変更されるのか、また、もしくは、その法の適用を除外して手続に変更がないのか、その点だけお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分、情報公開条例と個人情報保護条例につきまして、この部分につきましては、適用除外として審理員制度の適用を除外しないということでしております。

といいますのも、第三者機関として公平な審査を行っていただくという部分で、 情報公開条例、個人情報保護条例は、既に審査会を持っておりまして、ですから、 今までのように不服申し立てがあったときに、市の諮問によりまして審査会を開い ていただくということで、手続的には変更はございません。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第11号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。

日程第14 第12号議案

議長(秋田裕三君) 日程第14、第12号議案、地方公務員法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第12号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、既に公布された地方公務員法の改正に伴い、関係する条例4件の整理を行うものであります。

まず、宍粟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例におきましては、地方公務員法の改正により、地方公共団体が人事行政の運営等の状況として条例で規定する公表事項に、人事評価及び退職管理に関する規定が追加され、勤務成績の評定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

また、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、宍粟市職員等の旅費

に関する条例、宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の3件におきましては、地方公務員法第24条第2項の規定が削除されたことに伴い、引用する条文を整理するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) この条例の一部改正について、削除されるのは、先ほど提案理由の説明の中にもありました勤務成績の評定というのが削除、あと追加されるのが退職管理の状況、あと人事評価の状況というふうにそれぞれあるんですけども、非常に抽象的な文言になっていますので、一体これがそれぞれ何を指すのか具体的に説明をお願いします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分につきまして、削除しますのが勤務成績の評定の部分でございます。これにつきましては、地方公務員法の部分で改正によって人事評価制度というのが新たに加わっております。その部分で人事評価を行って昇給、昇任等をその部分の勤務評定、人事評価によってしていくというような方向性が示されております。その部分について勤務評定につきましては削除をしていくということでございます。勤務評定につきましては、現在も12月を基準として一応やってはおるんですけども、今度は人事評価制度というのが新たに加わったことによることでございます。

あと、退職管理の状況につきましては、今回の地方公務員法の部分で、再就職者による依頼等の禁止といいますか、規制ということで、退職前5カ年いた部分に関連するような企業等に入った場合、2カ年についてはその依頼等を禁止するというようなことが定められました。

これにつきまして、そういうことがないように退職管理の状況についても公表していくという、その状況を把握して公表していくということになりましたので、追加をしたものでございます。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。 日程第15 第13号議案

議長(秋田裕三君) 日程第15、第13号議案、宍粟市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第13号議案、宍粟市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が既に公布されたことを受け、必要な規定の整備を図るため条例を改正するものであります。

地方公務員法第27条第 2 項の規定により、職員の意に反して分限処分の降給を行う場合には、条例でその事由を定めなければならないこととされております。

免職及び休職などの分限処分に関して規定しておりますこの条例において、同じ分限処分である降給に関して、降給することができる事由並びにその手続及び効果に関して規定するとともに、不要となる宍粟市職員の降給の理由及びその手続効果に関する条例を廃止し、整理を行うものです。

これらの改正は、地方公務員も国家公務員と同様に人事評価制度の導入が義務づけられ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る上で、必要となるものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。先ほどの地方公務員法の改正に伴う関係条例のあれともかかわってくることなので、私はこの条例の中でお聞きしたいなと思っておりました。

それで、国の資料を見てみますと、まずは職員の任用であるとか、人事評価を実証に基づき行うというふうなことが書いてあります。実証に基づきというふうなことというのは、大変ある意味難しいかなと思うんですけれども、そういう中で、評価基準の明示というふうなことも書かれております。そういう意味で、評価基準というふうなものは、既にできておるのか、従来の勤務評定から人事評価というふうな文言に変わるわけで、当然内容も変わってまいります。そういうことでいいます

と、その評価基準がどうなっているのかというのが大変大切になってくると思うので、その評価基準というのはどんな内容として決まっておるのか。もし決まっているようでありましたら、また付託委員会に提示していただけたらいいと思うんですけれども。

それと、先ほどのこととあわせて、評価結果を本人開示というふうなことにもなるようであります。そういうときに、その人事評価を本人が開示して見た場合に、その人事評価に対して不服がある場合、そういう場合については、今まで例えば公平委員会とか、そういうところに訴えができるというふうなことになるのか、その評価によって降給とか、そういう分限措置を受けたときに不服がある場合は、公平委員会に訴えることができるというふうなことであったかなと思うんですけれども、その人事評価に不服があるという場合には、どのような措置がとられるのか、そういうことは決まっておりますか。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 評価基準につきましては、概ね固まってはきております。今までの経験もございます。しかしながら、新たな部分として、やはり適正な評価を行うために、今年度研修等も含めていろいろと実施しているところでございます。

結果の本人開示につきましては、この部分につきましても、やはり自己評価、それと第 1 次評定、第 2 次評価という部分で、その部分につきまして後で面談等も行い意見交換も行うことになっております。その部分につきまして、本人への開示はしていくということでございます。

あと、その結果につきます苦情の処理といいますか、不服申し立てがあった場合は、まず任命権者の段階で苦情処理の相談を受ける部署を設けておきます。その苦情相談で解決できない場合は苦情処理の委員会といいますか、複数の部分での協議、そこで諮ることになってくると考えております。それが任命権者の中で行う苦情処理の部分でございます。それで、不服がまだある場合は公平委員会への申し立てということになると考えております。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回の条例改正については、新たに降給というのを加えるというのが一番大きな改正なんですけども、それで、降給という場合に、やはりその人事評価によって、人事評価が低い場合は降給もあり得ますよというふ

うなことが前提になっていると思うわけでありますけれども、先ほど言いました国の資料によりますと、人事評価の根本基準等というふうなことで、人事評価の根本基準としては、職員の人事評価は公正に行わなければならない。人事評価の実施、任命権者は人事評価の基準及び方法を定め、これは定期的に行うというふうなことが明示されております。

ですから、先ほど言われましたように、人事評価の基準方法、こういうものは明らかに今作成中というふうなことでありましたけれども、できましたら、担当委員会にまずは報告をしていただいて、本当に上司の恣意的な評価が入らないのかどうか、そういうふうな客観的な判断はしなければならないと思います。

ちなみに言いますと、勤務評定と人事評価の違いというふうなことも出ておって、 勤務評定の問題点としては、評価項目が明示されない、上司からの一方的な評価で 結果を知らされない、人事管理に十分活用されないというふうな問題点が今まであ ったんだというふうに書かれております。こういうことを解消することが目的であ りますから、そういうことを市民にも開示するという意味で、まずは担当委員会に 開示してもらうということが大切だと思いますが、その点開示していただけますか。 議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 議員おっしゃいましたように、公平な評価というのが必要だと考えております。ですから、評定者の目線もきちんとあわせていくという努力もしていくつもりでございます。

それと、どういう内容において評価されていくのか、その基準につきましても本人にも開示していきますので、その部分についてはお知らせできると考えております。

議長(秋田裕三君) 質疑を続けます。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。私も本条例についての質疑をさせていただきたいと思います。

今回は、その人事評価制度の導入についての範囲が、分限処分の一つである降給についてということで書いてございますけども、ここでスタートすれば、以後もいろんなところに及んでくるかというふうに思いますので、非常に大事な入り口かなというふうに思っております。

人が人を評価していくということでございますから、いわゆる客観性あるいは公 正性、そういうことが十分担保されなければいけないだろうというふうに思ってお りますし、先ほどもありましたように、これまでのような勤務評定で問題点が指摘 されているようなあり方ではだめだろうというふうに思っています。

さらに、この人事評価制度を導入するねらいは、職員のやっぱり士気高揚に繋がるということでありましょうし、そのことがひいては住民サービスの向上に繋がっていくということでなければ、人事評価制度の意味がないというふうに思います。 そういう意味で、しっかりと住民サービスの向上に繋がるような評価制度であったり、職員の士気が高まるようなものでなければいけないというふうに思っているところであります。

そこで、もう重複を避けますので、何点かお伺いしたいと思いますが、一つは、 研修を十分行っているということでございましたが、それは評価をする側、される 側、双方の研修が行われているのかどうかということです。

それから、職員全体、あるいは職員団体も含めて、そういうことが十分理解をされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、任命権者の苦情処理委員会を設けるということもございましたが、それのメンバー、そういうものを今どのように想定されているのかという点、お伺いしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 研修につきましては、全職員対象の研修として実施してきたと考えております。職員組合とかそこの部分につきましては、新たにこの平成28年度から一応人事評価制度として入れるんですけども、その1年間はその部分を反映するのではなく、この制度が客観的あるいは公平性等をきちっと保てるかということも検証しもってやっていきたいと考えておりますので、その部分で再度調整を図りたいと考えております。

あと、苦情相談のメンバーですけども、現在のところ、やはり任命権者の部分で、今苦情相談につきましては、所属の次長級の職員がいいかなというふうに案としては考えております。苦情処理メンバーとしては、その市庁内の各部長かその辺を考えておるんですけど、まだ決まってはおりません。今から選任していく予定でございます。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 大体のところはぼやっと見えるんですけど、先ほど同様、また総務文教常任委員会のほうにしっかりとお出しをいただきたいというふうに思います。

ただ1点だけ、もう一度お伺いしたいんですが、やっぱり苦情処理委員会、ここを私はその公平性とかという意味で、任命権者の中の次長とか、そういうメンバーだけで行われて、果たして公平性が保たれるのかというのは非常に疑わしい、そういう人たちも当然入らなければいけないと思いますが、第三者、本当に公平的に、客観的に判断ができる人も加えるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 苦情相談、苦情処理に当たる部分につきましては、 やはり適正な判断をしていかなければならないとは考えております。この部分につ きまして、やはり申し出者の個人的な内容等も含んでおるところでございますので、 その辺も含めまして今後検討していきたいと考えております。

議長(秋田裕三君) 質疑。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 私も重複は避けますが、第2条の2、第2項に規定される職員を降給することができる場合というのが4点ほどあるんですけども、特に、この4番、職制というんですかね、もしくは定数の改廃、また予算の減少により、その職に過員を生じた場合、こういうのは結局ちょっと人数多くなっちゃったから、降給なり降格するというのは、これはどんな基準を設けたらこれが妥当なのかというのが全くわからないんですが、そのあたり誰がどのような基準でそこを特に判定するのかを教えてください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分につきましては、その職務の級とかそういう部分がなくなった場合、定数加配が出た場合、定数がオーバーした場合等の部分で降給できるというのが、現在の条例でも定められております。その部分があるんですけれども、今までこの部分によって降給等を扱ったことはございません。

今後、出てくるとすれば、その判断につきましては、やはり、任命権者ということになってくると考えております。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 出てきた場合、その任命権者がその判断をするというんですけど、どういう基準で判断をするんですか。どの方を降給するとかということは。 議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この部分につきましては、全体が対象になってくる

と考えております。ですから、加配になった場所というのが特定できる部分であれば、その部分のところになるかもしれませんけども、対象としては全体になってくると考えております。

議長(秋田裕三君) よろしいか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第13号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。

午後1時まで休憩をいたします。

暫時休憩。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

会議を円滑にするために、質疑及び答弁は簡潔によろしくお願いをいたします。 それでは、日程に入ります。

日程第16 第14号議案

議長(秋田裕三君) 日程第16、第14号議案、宍粟市公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第14号議案、宍粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公益的法人等への職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例で定めることにより職員を派遣することができることとされております。

今回の改正は、派遣職員に対する給与の支給に関する所要の改正を行うほか、再任用職員についても、一般の職員と同様に派遣ができるよう所要の改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。第14号議案、公益的法人等への職員の派遣に関する条例について、幾つか質問させていただきたいと思いますが、今も提案理由の説明でありましたように、派遣職員の給与について規定をするということでございますが、私は、現行条例の第4条に規定をされている業務、その内容と今回の一部改正案として出されております 4条の法第6条第2項に規定する業務というふうに書いてある内容は、同じ内容というふうに理解をしておりますが、なぜこのような改正になったのか、改正の目的が理解できません。給与のところについての意図があるのであれば、その前の業務のところは改正する必要がないのではないかなというふうに感じますが、それの意図についてお伺いしたいと思います。

それと、これは仮称でございますが、しそう森林王国観光協会への職員派遣、そのことが考えられているんだというふうに思います。そこへの派遣職員への給与の支給、いわゆる公金の支出についての根拠規定を整備しようということがねらいだろうというふうに思うんですが、よく争いになっていますのは、派遣先で従事する業務、このことがこの4条で規定してある業務の範囲内なのか、それ以外の業務が含まれないのかというようなところで、公金の支出についての争いがよく起こっておりますけれども、その辺についてどのような取り決めをされているのか、お教えいただきたいというふうに思います。

今回、この法人への財政支援ということにつきましては、従来の負担金から補助金に変わっているというふうに思います。したがいまして、私は補助金の中にこの4条以外の業務が含まれる可能性があって、給与を支給できない事態が発生するおそれがないのかどうか、その辺の危惧もしているわけでありまして、その辺の整備をどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、改正案の規定では、給与とだけ書いてございます。従来の規定では、 細かく支給の範囲が給料、扶養手当、住居手当、期末手当とかというふうに具体的 な明示がしてありますが、今回は給与とだけ書いてございますので、その辺はどの ように考えておられるのか、質問をいたします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) それでは、第4条の規定の改正の部分でございます。

これにつきましては、その何重もの括弧書きになっておりまして、現条例自体がかなり見にくいと感じておりましたので、法の第6条第2項をそのまま規定をしている内容でございましたので、簡潔にして見やすくしたというだけのものでござい

ます。ほか他意はございません。

それと、しそう森林王国協会等への派遣の部分でございます。

これにつきましては、森林王国協会自体が市の業務をほとんど委託した業務を行っております。それと、やはりこの部分につきまして、収益的な事業というのがあまりございません。ですから、自己財源で職員を雇うというのがかなり難しゅうございます。これまで、やはり市の業務としての職員の応援とか、あるいは併任とか、あるいは派遣というふうなことで、解釈いろいろとあると思うんですけども、今回は、逆に観光協会が一緒に事業の中に入るということもございましたので、この際、明確に職員の位置づけについてしたほうがいいんじゃないかということで、その職員の身分的な保障のところ、位置づけにつきましても確保する意味を持って、今回改正しようとするものでございます。

あと、給与につきましてですけども、今まで各給料、あるいは職員手当等の部分、各項目で上げてございました。その中で、やはり通常、一般的に都市部のこういう法人ですと、大きな部分ですと収益的な事業がある場合、自主財源でその部分の業務に対する給料を支払うということが可能ではございますけれども、宍粟市の持っております公益法人等につきましては、そういう部分がございません。今後の地域振興の部分で一緒になって事業を推進していくという意味からも、給与という部分でまとめさせていただいています。これは給与、職員手当等あるいは児童手当等も含みますので、そういう意味で幅広くその給与ということに改めさせていただいております。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 幾つかありますけど、もう一度。これ給与につきましては、いろいろあるということではなくて、派遣元が支払うべきものと、派遣先が支払うべきもの、これは法的にきっちり整理をする必要があるということだろうと思うので、そこはきっちり調べて問題が起きないように、不当な支出ということの追及が起こらないように、これは委員会にもしっかり出していただきたいというふうに思います。

今の現状に沿って、今度は観光協会がその公益法人という一つの財団の中に含まれるからということの説明ですが、だからこそ、私は明確に法にのっとって整理をしておかないと問題が生じるという心配をして質問をさせていただいております。 いろんな周辺の状況を聞いてみますと、むしろこの法律が改正になって以降、公益 法人などの自主的な運営とか、自立性ですかね、そういうものを高めて担保していくため、あるいは行政改革という観点から、現在、地方公共団体の役員とか、あるいは職員が出向しているものについては、できるだけ引き上げているという現状があると。しかし、うちは逆にその流れじゃなくて派遣をさせていこうということが今回の大きな目的になっていますから、なおさらその辺が心配をいたします。

これまでは、観光協会の職員なんだということであれば問題はなかった支出であっても、この公益法人になることによって制限を受ける可能性があるというふうに思いますので、その辺をもう少し慎重に整理をされるほうがいいかなというふうに思います。

それで、もう一度お伺いしたいんですけども、派遣前の手続として、ここに任命権者と法人との間で業務内容の取り決めをしなければならないということが定められております。市として曖昧な表現の部分ですね、地方公共団体の事務事業と密接な関連を有すると認められる業務等という書き方にしてありますから、非常に曖昧です。ですから、具体的にこの業務だということを明示をして法人との間で締結をして、さらに派遣職員に対してそれをしっかりと明示をするということが、この法律でうたわれていますから、本当にそういうことができているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、給与についてのこととお答えください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 給与につきましては、職員手当等も含んだ部分ということで答弁申し上げました。

これにつきましては、支出の業務ということで派遣先で支出するとしてもです、 やはり、そこで収益的な事業をほとんど行っておりませんので、その部分に対して 支払うということができないかと思います。ですから、その部分につきまして負担 金等で上乗せしてそこへ支払って、それで払うというのもちょっと考えものだと考 えておりまして、一番適正なのが市の職員として派遣をし、支給をするという取り 決めが一番簡潔でいいんじゃないかなという判断でございます。

あと、業務内容につきましては、さまざまな業務がございます。細かいところまで取り決められるかどうか、ちょっと難しいところもあるかもしれませんが、できるだけ内容等を具体的に示した上で協定を結び、そして派遣職員の身分的な部分を保障していきたいと考えております。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 収益的事業か否かという話ではなくて、ここにも書いてありますように、この派遣法の6条2項は、地方公共団体と協働して行う業務、もしくは地方公共団体の事務、もしくは事業を補完し、もしくは支援すると認められる業務であって云々というように書いてあるわけですね。だから、その業務であれば派遣職員に対して公共団体から公金の支出はオーケーですよということだと思うんですね。だから、それよりも広い範囲の業務に従事することがあるのではないかという心配があるので、そういうところに従事していて公金支出が違法だということになるから、十分注意が必要じゃないですかということを申し上げております。その辺の整理なんです。もう一度お答えください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) その辺も整理をいたしまして、一番適法である方法 で派遣等を考えていきたいと考えております。

議長(秋田裕三君) 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 同じく第14号議案についてですが、現在行われている公益法人等への職員派遣があればですけど、また今後想定される職員派遣を例にこの条例 改正による影響について説明をお願いします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 現在、規則のほうで派遣できる公益法人としてはし そう森林王国協会と宍粟市文化振興財団という2団体がございます。現在のところ は職務上の派遣という位置づけはしておりません。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、平成28年度につきましては、観光協会の業務が森林王国協会の財団の業務として位置づけられることになりますので、その部分で職員の派遣について明確にして、適切に行うため、この条例を改正しようとするものでございます。ですから、派遣を今後行っていきたいという考えでございます。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 森林王国協会には現在職員派遣がされていないという御回答だったと思うんですけど、いろんなところで観光協会がそこにあることによって、観光協会には出向というか、出ていらっしゃる職員が森林王国協会の業務に従事されているような事例があるかと思うんですけども、それはこの条例に何かかかわる部分でしょうか。

あと、先ほど提案理由の説明の中で、地公法の第28条のあたり、退職者の関係の

再任用の関係があったんですけど、その影響がどのようになるか、その 2 点、もう 一度お願いします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 森林王国協会につきましては、派遣というか、その部分の業務を担うところで兼務みたいな格好で職員が張りついている部分があると思います。その辺を明確にするべきやということで、今回、改正しようとするものでございます。

あと1点は、再任用の職員につきましても、その職務、それまでの職歴等も含めて、そこの派遣先での業務を担っていただくのにふさわしい場合、派遣ができるということで条例を制定しようとするものでございます。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) では、現在のその観光協会への派遣という形で、見聞という のはよくわからないですけど、森林王国協会の業務をしていることは何ら法的に問 題がないという解釈なのかという点。

あと、先ほどの再任用の職員に関して、この条例改正案では第28条の4第1項、5の第1項、6の第1項もしくは2項の規定により採用される職員を除くというふうになっているんですけど、これはどう解釈をしたらいいんですか。その再任用の職員の方は派遣されないというふうにこの改正案は見るように見えるんですけど、その解釈が間違っているのであれば御指摘いただければと思います。

その2点、お願いします。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この第2条の部分で除くというのは、第2条で臨時的任用と非常勤職員の部分を定めておりまして、この部分は派遣をしないということを取り決めている部分でございまして、それからは除くということなんで、派遣ができるという解釈でお願いしたいと思います。

今は、市の職務として位置づけた業務について、ついているという解釈で行っております。その部分につきましても、いろいろと解釈の部分が出てくると思います。 その辺を明確にするため、逆に派遣をするんであるということを明確にしたいと、 そういうふうに考えております。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第14号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第17 第15号議案

議長(秋田裕三君) 日程第17、第15号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第15号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

学校教育法等の改正に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことにより、関係する条例 2 件におきまして、所要の改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第15号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第18 第16号議案

議長(秋田裕三君) 日程第18、第16号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第16号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め る政令が改正されたことに伴い、関係条例2件の規定を改正するものであります。 条例改正の内容としましては、非常勤の職員及び消防団員に傷病補償年金または 休業補償が支給される場合において、同一の事由で障害厚生年金等が支給される場 合の調整率を改正するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第16号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第19 第17号議案~第19号議案

議長(秋田裕三君) 日程第19、第17号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正についてから、第19号議案、宍粟市一般職の職員の 給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第17号議案から第19号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

平成27年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、給料表の改定及び期末・勤勉手当の引き上げ改定に必要な条例を整備するとともに、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴う条例整備を行うものであります。

第19号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、 人事院勧告に基づく改定として、平成27年4月に遡及して給料表を平均0.4%引き 上げ、12月支給の勤勉手当を0.1月引き上げるとともに、次年度以降は勤勉手当の 引き上げ分を6月支給分と案分して配分するものであります。

また、本議案につきましては、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る目的から、職員の等級別に、職務の複雑、困難及び責任の度合いを明確にする級別基準職務表を条例で規定することが義務づけられており、職員の給与条例に別表として明記するなど所要の改正を行うも

のであります。

続いて、第18号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、職員同様に、12月支給において0.1月引き上げ、次年度以降は6月支給と案分して配分するものであります。

また、第17号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましても、常勤の特別職と同様の改正を行ものであります。

以上3議案につきまして、一括して御説明申し上げましたが、内容を御審議の上、 原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 第17号、第18号、第19号と3件が一括上程されております。その中で、私は議員と市長等の期末手当についてお聞きしたいと思うんですけれども、毎回、こういう提案があったときに申し上げていることでありますけれども、一般職員の給料というのは生活給というふうな考え方でありますから、人事院勧告に基づいてその上げ下げがあるわけでありますけれども、議員報酬でありますとか、市長等の給与というのは、生活給という考え方では決定されておりません。ただ、その第三者からの評価を得るために報酬審議会があって、市長がこの金額が妥当かどうか諮問して、その結論を得るというふうな方法がとられております。

今までのずっと慣例として人事院勧告で、職員の場合は期末手当と勤勉手当というふうにわかれるわけでありますけれども、期末手当がさわられた場合に、それにあわせて議員と市長等の期末手当も上下されてきました。これはずっと慣例できたわけでありますけれども、例えば、先ほどの敬老祝金を祝福祝金というふうなものに変える、こういうふうなものもある意味時代背景があって、市長としては提案されたのかなと思います。

それで、今、市民感情ということを考えたときに、果たして議員であるとか、市 長のそういう報酬や給料というのを人事院勧告がこうだから、それに合わせるべき 時代なのかどうかということもしっかりと考えなければならないと思うわけですね。

実際に年金だけで生活されている方なんかは、年金の実質的な手取りというのは物すごく減っているわけです。そういう中で、議員と特別職だけが、今回引き上げ

幅は小さいですけれども、でも金額にするとかなり大きな金額になります。そういう意味で、従来の慣例とは違って、今回の場合はそういう引き上げを見送るとか、 そういうことをしなければならないと思うんですけれども、市長はどうお考えでしょうか。

そして、ましてその条例上では通常は12月に提案されて、そして4月にさかのぼってというのが通常とられてきた手法でありますけれども、今回の場合は、12月には提案ができなかったので、これが3月議会に提案されて4月にさかのぼってという分と新年度の4月以降の期末手当をさわるというふうなことになっておるわけでありますけれども、こういうことについても一般公務員の場合は、人事院勧告制度というのがあるから理解できるわけでありますけれども、私たちの期末手当等については、そういう4月にさかのぼってというふうな部分は、市民の感覚からいっても理解されないんではないかなと思うんですけれども、市長はどのようなお考えをお持ちですか。

議長(秋田裕三君) 清水副市長。

副市長(清水弘和君) 特別職でございますので、市長の給与にも関連いたします。 私のほうからお答えを申し上げます。

まず、条例でございますので、その都度その都度独自の判断をするということに は間違いございません。

ただ、1点だけ違いますのは、生活給という考え方はしておりません。したがいまして、そのときそのときに応じた適切な額を検討しようという立場でやっております。これまでも報酬等審議会でも報酬の部分はいろいろと審議いただいております。ただ、期末手当につきましては、そのときの状況に応じて決定してもよろしいというふうな意見もいただきました。したがいまして、これまでも議員さんと特別職の率が違うようなケースもございましたが、前回の修正でそれもあわせた経緯がございます。今回も市長のほうで、いろんな市民感情の点も考慮いたしまして、どうすべきか、いわゆる責任を持って長く継続的に運営をしていくためには、そのときそのときに適切な判断をするということで、今回はこういった改正をすることが望ましいという判断のもとで適切に今回提案をしたということがございます。

それから、もう1点は、12月で人事院勧告、国が決定すれば、やったんですが、今回はたまたま3月に延びました。それが10カ月遡及なのか、12カ月遡及なのか、その点の問題がございますが、これもその年度における適切な額、これによって判定すべきことが望ましいということから、今回そういった適用を上程していること

でございますので、御判断をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今までの経過としては、副市長がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今も言いましたように、いろんな意味での経済的な背景とか、地方自治体の置かれている財政状況とかというふうなことを見た場合、果たして従来どおりのやり方でいいのかなというふうに思うわけです。

市長は提案者側ですし、私たちは議決する側で、こういう自分たちの報酬、期末手当の引き上げというものを第三者から見てどうなのかなということの判断をしないままに提案することになるわけですね。でも、今までそういうやり方が通ってきたわけでありますけれども、今後は、やっぱりその期末手当0.1%上がるか上がらないかで、公金の支出額はその議会全員とその三役とを含めると、相当大きな金額になるわけでありますから、そういうところも含めて本来は報酬審議会の意見を聞くべき時期に来ているんじゃないかなと思うんですね。ところによっては、職員の期末勤勉手当、年間で4.何カ月というふうなことになっておりますけれども、期末手当だけの2.何カ月分を議員やとか特別職の期末手当という支給で、年間の支給率が2カ月程度、多くても3カ月までというふうなところもあるわけですね。ですから、そういうところも含めて考えなあかん時期には来ているんじゃないかなと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 福元市長。

市長(福元晶三君) 今回の提案は、先ほど副市長がお答えしたとおりでありますが、今後、報酬審議会等そういったことを踏まえながら、先ほどおっしゃったことも十分検討の一つとして議論する中で、今後検討していきたいと、このように思っております。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第17号議案から第19号議案までの3議案は、総務 文教常任委員会に付託いたします。

日程第20 第20号議案

議長(秋田裕三君) 日程第20、第20号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第20号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、来年度より設置する地区コミュニティ支援員、及び、定住協力員の報酬額を設定するものであります。

地区コミュニティ支援員は、広域的なまちづくり活動を行う組織を事務的に支える人材として設置するもので、また、定住協力員は、宍粟市への移住、定住を促進するため、地域の空き家の情報収集や掘り起こし、さらに定住後の移住者のサポート等を一体的に担う人材として設置するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。この条例自体は、地区のコミュニティ支援員と 定住協力員という職種に対して報酬額を定めるものなんですけれども、具体的に地 区コミュニティ支援員、定住協力員というのが何なのかというふうなことはまだ私 たちはわかっておりません。

それで、明日の総務文教常任委員会に資料が出ておるんですけれども、大変役割としては重要な役割を担われるようであります。

それで、考えたときに、日額6,300円というのが、ある意味常勤的に置かれるとして、定年退職をされて年金生活をしながらこういう仕事につくというのであれば、生活が成り立つのかなと思うんですけれども、この地区コミュニティ支援員を自分の生活の糧としての仕事して考えた場合、日額6,300円では到底そういうふうな仕事をやろうという人は集まらないと思うんですね。

ですから、大変地区コミュニティ支援員ということで、名前は立派なんですけれども、それに対する処遇というのは少し足らないのかなというふうなことも、総務文教常任委員会に出されております資料を見ますと、仕事の割には報酬が少ないかなと思うんですけども、そのあたりどういうふうに考えておられて、具体的にこの二つの職種の方に対して、要綱とかそういうものを定めておられて今回出てきたのか、もしそういうものがあるのであれば委員会に提出していただいて、しっかりその内容やとか金額の妥当性を審査してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 今の設置の定めについては、4月1日に向けて調整中でありまして、委員会のほうにその調整段階のものではありますが、提出をしたいなというふうに考えております。

報酬額のことについての御質問であります。

我々としましては、地区コミュニティを醸成するというところで、新たな地域づくりを今後、各地区、旧村単位を想定をしておりますが、その中で興していく、あるいは進めていくというところで考えておりまして、必ずしも常勤ということではなしに、できる限り事務的なこと、あるいは企画、調整そういったものに従事をしていただこうというところでありますので、必ずしも常勤でなければならないというところでの想定でこの制度を始めたわけではないということで御理解をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。ただわかりにくいのは、まちづくり協力隊員という制度がありますよね、一方ではね。それと、今回の地区コミュニティ支援員とどうかかわるのか、全くかかわりがないのか、ある意味、まちおこし協力隊の方も地域に入って同じような仕事を担われる、今回募集されているのを見ても、千種地域における仕事というふうなことを念頭に置いて募集もされておりますし、そういうことからいうと、そのあたりの縦分けやとか、その身分保障であるとか、そういうものというのが本当に想定して、たくさんの仕事が書いてあるわけでありますけれども、そういうことができるのか。それと、あとは人選をどうされるのか、そのあたりのところは決まっておりますか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 地域おこし協力隊との関係でありますが、地域おこし協力隊というのは、御存じのとおり、将来的には定住をしていただきたい、それぞれの意思を持って、あるいは宍粟市がこういうところに人材を求めている、そういうところのマッチングができた部分で人材を確保していく、将来的には定住をしていただきたいというようなところで、今募集を進めております。

それと、今回この条例の改正で提案をしております地区コミュニティ支援員、それは全く別のものでありまして、これは、自らその地域がやろうとする地域づくりを側面、あるいは調整役という形でサポートする人材を配置していこうということでございますので、そのあたり関係という部分においては、関係を持つことも当然

あると思いますが、全く違うものだというふうに理解をしていただきたいと思いま す。

それから、基準というふうなことでございました。今、規則を考えているというふうに、先ほど御答弁もしたんですが、その中では、宍粟市に在住する18歳以上の方、それから地区の実情に精通し、かつ地区の維持及び活性化への関心が高い人というところで、広く募集をしていきたいというふうに考えております。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。それで、その人がそういう仕事をするのに適した人物かどうかという判断というのは、すごく難しいと思うんですよね。その方の履歴書等を見ればわかることかもしれませんけれども、そういう方が複数とかあった場合、例えば複数体制にするとか、旧町に1人ですよというふうな限定があるのか、そのあたりはどうなんですか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 各それぞれの地区に1名限定でというところについては定めをつくるつもりは今現状持っておりません。しかしながら、業務の内容としますと、それぞれ役員さんが別におられると、そういう中でこの支援員がその調整役になるとか、あるいは事務的なことも進める、それが複数人要るのかどうかという判断はその都度していく必要があるだろうというふうに考えております。議長(秋田裕三君) 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 先ほどの質疑の中で聞きたいことは聞いていただいているんですけど、確かに選任の基準というのが非常に曖昧かなというふうに思います。それで、それを規則で定めるんであれば、それもセットで委員会に提案するべきだと思うんですけども、その用意はありますか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 現在、この条例改正で4月1日からそのことが置けるようになります。あわせて、その規則の中で支援員の設置について規定をしていこうということで、今準備をしておりますので、その分について提出をしたいと思っております。

その中に、今申し上げました要件というところも明記をしていきたいというふう に思っておりますので、今それの準備をしておりますので、それを提出させていた だきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) しっかりと委員会のほうに提出していただきたいと思うんですけども、これの組織図等は委員会資料の中に入っているんですけど、この役割を担う人が18歳以上の地域のことに精通していて、関心が高いという志だけでできる仕事だとは到底思えないんですけども、全国的にいっても、こういったコーディネーター的な役割というのは、非常に言ってみれば専門知識であったり、能力が求められる職種だと思うんですけども、そのあたりは何かその選定基準の中に盛り込まれないんでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 規則の中には詳しく盛り込む予定は今のところございません。しかしながら、地域の主体的なまちづくりをサポートしていく人材でありますので、その地域のリーダーの方々、その方々との相談というのは非常に重要な部分になってこようかと思います。さらには、設置された後の繋がりという部分については、我々も十分に情報提供、あるいは意見交換をしていきながら、その地域が主体的なまちづくりが進められるような方法を選択していかないといけないだろうというふうに考えております。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第20号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。

日程第21 第21号議案

議長(秋田裕三君) 日程第21、第21号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第21号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

千種 B & G 海洋センターにおいては、老朽化が著しかったことから、施設の建て替えを行い、年間を通じて市民の健康増進と体力づくりが行えるよう、現在、建設工事を進めておりますが、施設供用開始後の運営方法、料金等について、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容としましては、建設及びプールの温水化に伴い、施設の位置、開館時間、使用料を改正するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。千種のB&Gの温水プールの料金設定なんですけども、これについては、指定管理をするということで、市のホームページでは事前公告ということがなされております。それを見て少し気になったんですけれども、申請者は法人その他団体もしくはグループであること(法人格の有無は問いません)というふうなことになっておるんですね。それで、スポーツ条例のほうを見ると、スイミングスクールを実施するということが条件になってこようかと思うんですけども、スイミングスクールを実施しようと思えば、当然、インストラクターの資格を持った方が必要になってくると思うんです。一宮のスポニックパークの温水プールを見ても、ちゃんとした指導者がおられて、子どもたちに水泳を教えておられます。そういうことで、この募集要項を見る限り、そういうふうな条件が全く付されていない中で、指定管理に付そうとされておるんですけども、それで本当に大丈夫なのかどうか、その点すごく気がかりになります。

それと、2点目の質問は、あくまでこれは結構です、私が無料やというふうに思っていたんですけども、子どもとかというふうなところで料金が書いてあったので、ちょっと例外なのかなと思いましたけども、実際無料で利用できるということがわかりましたので、結構ですけども。

それと、もう一つは、千種の温水プールというふうな位置づけになるわけですけれども、その規模というのは、スポニックパークいちのみやと比べると、そのコースの数も若干少ないような状況がありますし、そういう中でそのスイミングスクールを開校したとして、年間どの程度の収入見込みと指定管理料を考えておられるのかということは大切なことだと思うんですね。

それで、一つの目安になるのが、一宮町の今現在運営されている温水プールというふうなことになろうかと思うんですけども、ですから、今回は料金設定の議案ではありますけれども、あくまで将来的には指定管理するということをお決めなわけでありますから、一宮の今の利用実態がどうで、少なくとも一宮よりはその利用者の数というのが増えるのか減るのか、そこら辺地域に密着しているので、一宮よりも多くなるかもしれませんけれども、どういうふうな利用見込み、そして利用収入、それでその残りの指定管理料というふうなことを考えておられるのか、そういうこ

とも含めて、今わからなければ結構ですので、委員会にきちっとしたそういう見込みの資料、それで一宮のスポニックパークの実績の資料を出していただきたいなというふうに思うわけですけども、いかがでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) まず、指定管理の部分でスイミングスクールが十分できるのかどうかというようなことでございます。当然、そのスイミングスクールの件につきましては、要件の中に入れていくというふうに思っておりますので、そのことができるかどうかという部分について、運営が十分にできるかどうかというところは、選定審議会の中での部分で審査をしていただくと。当然、応募するところにつきましては、そのことの提案をしてくるということになりますので、選定審議会の中で十分議論していきながら、判断をしていくということになろうかと思います。

それから、スポニックパークいちのみやの部分については、今おっしゃっていた だきました部分について委員会のほうに資料として提出をしたいというふうに思っ ております。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) それで、実際の募集についてのときには、そういうスイミングスクールの開校条件も入れますということなんですけど、それでは、なぜその2月23日付で、第1次審査、書類審査、第2次審査、プレゼンテーションをするということを事前にお知らせしますというふうな中に、そういう少なくともスイミングスクールを実施できる能力のある法人とか団体というふうな書き方がされていなかったのかな。

ただ、これを見る限りにおいては、温水プールを管理運営できればそれで足りる、 法人格じゃなくてもいいということですから、地域の団体でも応募できるわけです から、その地域の自治会が手を挙げてもいいのかなというふうなことも思っておら れる方が多いんじゃないかなと思って、ある意味、変な誤解を生むような事前のお 知らせ、事前公告になってなかったのかなと思うんですけども、そのあたりはいか がでしょうか。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 今、事前公告の部分持ってきておりませんので、内容を十分お答えすることが現状ではできませんが、もう既に何件かは問い合わせがあるようで、当然プールの指導ができる、教室ができるところから問い合わ

せもあるようですので、その辺は結果としては問題ないかなと思いますが、今おっしゃっていただいた部分について、一度確認をして不備がある分についてはお知らせするなりしていきたいというふうに思います。

議長(秋田裕三君) 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 重複するところがあるとは思うんですけど、この使用料の算出根拠ですね、実際にはこれで本当に年間収支どうなるのかというところを想定しておかないと、この単価は出てこないと思うんで、そのあたりの状況、どのようになるか予測を教えてください。

あと、指定管理者制度をして運営を委託という形になると思うんですけども、指定管理者のスイミングスクールとかは自主事業で料金設定をしてあげないと、これ恐らく結局指定管理料が膨らむような原因になってしまうと思うんですけど、この料金設定、自主事業はどんなものが想定されるか。あと、スイミングスクールの料金設定とかに関しても、あと収支予測等から指定管理料をどれぐらいを設定されているのかということを2点お伺いします。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 使用料の算出根拠という部分でございます。 当然、使用料でその経費が賄えるという性格の施設ではないということについては、 御理解いただけたらなというふうに思っています。

今回、近隣の同種の施設の使用料というところも調査をしながら考えていたわけですが、基本、市内で提供するサービス、現在同種のサービスはスポニックパークいちのみやのほうで提供しておりますが、そことの使用料に差異が出るということについては好ましくないという判断の中で、一宮のスポニックパークと同様の料金設定ということで、今回提案をさせていただいているところであります。

それから、歳入あるいは歳出の部分でございますが、まだ実際には動き出しておりませんので、具体的にどうなるかと言われるとわかりませんが、基本的には収入のほうは400万円程度、あるいは経費のほうは3,500万円程度必要になるんではないかなと、年間そういうふうな見込みを立てておるところであります。

よって、それの差額3,000万円から3,100万円というところが指定管理料になってくるんではないかなというふうに見込みを持っておりますが、指定管理者からどういう提案があるかというとこについてはわかりませんので、その提案に基づいて協議をさせていただくということになろうというふうに思っています。

それから、自主事業の部分につきましては、スイミングスクールが規定の部分で

入っておりますので、それ以外のものということになります。例えば、夏休み期間中、あるいは春休み・冬休み期間中の短期の水泳教室でありましたり、あるいは競技記録会そういったものは想定されるのではないかなというふうに考えております。 議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第21号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

会議の途中ですが、ここで休憩をとります。

2時10分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午後 1時55分休憩

午後 2時10分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第22 第22号議案

議長(秋田裕三君) 日程第22、第22号議案、宍粟市自治基本条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第22号議案、宍粟市自治基本条例の一部改正につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市自治基本条例は、宍粟市の最高規範として、まちづくりの基本理念や基本原則、まちづくりの担い手である市民、市議会、市の執行機関の役割や責務、参画と協働の仕組みや行政運営のあり方など、まちづくりの基本的なルールや仕組みについて定めています。

この条例では、条例の内容が社会情勢等にあっているのか等について5年を超えない期間ごとに検証することとしており、市では昨年度より自治基本条例検証委員会を立ち上げ、平成27年11月26日に、宍粟市自治基本条例の検証結果の報告を受けたところであります。

この委員会での検証結果を受け、まちづくり協議会にかわる、まちづくりを推進 する団体の位置づけを明確にするために必要な改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。 続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回、宍粟市まちづくり協議会条例が廃止されることもあわせて、その自治基本条例の中のまちづくり協議会というのをまちづくりを推進する団体というふうに置きかえてあるわけでありますけれども、この違いというのは、どういうふうな解釈をされてこういうふうな表現をとられたのか、まず、その理解ができませんので、理解できるようにまず説明をしてください。

それと、宍粟市まちづくり協議会条例を見てみますと、四つの所掌事務というのがあって、それぞれ宍粟市の総合計画の推進状況及び地域の活性化についての提言、また宍粟市の一体的な発展に資する提言、それと地域振興の実践及び活動支援に関することというふうな所掌事務が書かれておったんですけども、宍粟市まちづくり協議会条例を廃止することで、こういうふうな所掌事務をする協議会がなくなるということになるわけですから、そのまちづくりを推進する団体というのを、それぞれの地域でどういうふうなイメージで持っておられるのか、なかなかそれを想像することは難しいんですね。

それで、先ほどの議題となった地区コミュニティ支援員というふうな方も含めてこういうふうな地域振興の活動をしようとされておるのか、それとも全く今までの地域づくり協議会というのは、新しい市ができて、新しい市が一つになるために何とか頑張っていこうというふうな意味合いが強かったけれども、これからはもう10年たって宍粟市は一つとして、旧町単位になるのかもしれませんけれども、あくまで旧町単位で地域振興を考えていこうというふうな独自の団体を地域に任せる形でつくってくださいよというふうなそんな対応になるのか、そのあたりのところをお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 今最後におっしゃっていただいた部分のイメージがそのままだというふうに思っております。

先ほども議案のコミュニティ支援員、その支援員がサポートする、あるいは事務 局的な任務を担うというところは、このまちづくりを推進する団体というふうに想 定をして推進をしたいというふうに考えております。

議長(秋田裕三君) 質疑を続けます。

続けて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) これまで宍粟市自治基本条例の21条 3 項ですかね、宍粟市まちづくり協議会条例に委任というような形をとっていたんですけども、今回の改正によって別に定めるという、いわゆる委任先がどこになるのか、またその内容はどのようになっているのか教えてください。

あと、この改正の手続についてなんですけども、既に宍粟市まちづくり協議会条例及び宍粟市しそう元気げんき大作戦事業補助金交付要綱、このあたりが絡んでくると思うんですけど、これを実質変更なり廃止をしている状態で、上位に位置する宍粟市自治基本条例の改正をしているということなので、下位の条例とか要綱を変更できる根拠、結局上位が変更されていないのに、下位の条例なりを変更していくということが、法的にこれを許してしまったら条例の意味がなくなってしまうんです。先ほども提案の中にあったとおり、宍粟市自治基本条例が最高規範だというふうにおっしゃっている以上、その上位法が改正されないのに、下位の条例なり要綱が改正できる、その改正できる根拠、その2点をお伺いします。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 1点目の委任の関係でございます。まちづくり協議会については、御指摘のとおり21条のほうから委任をしておったというところで、条例が制定をされておりました。

これは、市の附属機関という位置づけの中で、まちづくり協議会が機能してきたというところでございまして、今回は、先ほど来お話がありますように、地域の自主性、あるいは自主的なまちづくりを進める地域の団体というところで、今回は附属機関とするという位置づけを行わないということで、委任ということではしておりません。

もう1点、それから、宍粟市自治基本条例、上位の条例が改正になっていないの にというお話でございます。

宍粟市自治基本条例の中に、まちづくり協議会の規定がございました。その分に ついては、昨年、平成26年度をもってそれぞれのまちづくり協議会の中で議論をい ただきまして、実質休止というところの取り扱いに平成27年度はなっております。

しかしながら、宍粟市自治基本条例の中にまちづくり協議会、そのことについては、冒頭提案理由の中にもありましたように、昨年から5年の期間ということがたってきますので、見直しをする中でこの部分については改正していきましょうというようなことで始まっております。

よって、宍粟市まちづくり協議会条例については、今回の基本条例の改正にあわ

せて、附則で廃止をさせていただきますので、事前に改正ということではございません。

もう1点、しそう元気げんき大作戦の補助金の交付要綱を昨年から改正をしております。冒頭申し上げましたように、実質まちづくり協議会というのが休止状態にございましたので、審査をする機関という形でお願いをしておりました部分がなくなるということで、げんき元気を続けていく上では、何らかの審査をする機関を設ける必要があるということで、昨年の4月1日にその改正をさせていただきました。

この交付要綱については、基本条例から、理念という部分については、宍粟の姿というのが全てその理念の中でやっていくわけですが、補助金の交付要綱自体については、宍粟市自治基本条例の引用を全くしておりませんので、その審査機関がないという状態を解消するために、昨年4月変更をさせていただいたというところでございます。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 委任先がないということは、21条の3項を別に定めるという ところの定める先がないということをおっしゃっているんですかね。

ということは、結局、21条の3項は、必要に関し必要な事項は別に定めるというふうに3項はそのまままちづくり協議会を推進する団体にかえてあるだけなんで、その委任先がないというのはちょっと理解ができないので、もう一度説明いただきたいのと、先ほどのしそう元気げんき大作戦は補助金交付要綱か何かからの引用とか、委任があるという話なんですけど、宍粟市まちづくり協議会条例の中に、その審査云々ということ、じゃあどちらが主体、交付要綱にそれがあったのかと思うんですけど、そこは結局まちづくり協議会の職務として、審査なり交付決定というものはうたわれていたはずなんで、それは休止状態で、今回これにあわせて廃止するんだということはちょっと詭弁だと思いますけども、その2点お願いします。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 1点目の委任の件につきましては、少し私勘違いをしておりまして、要綱を設置をするようにしております。その中に委任をするという形でしておりますので、冒頭の答弁少し勘違いをしておりまして、間違っておりました。申しわけございません。

それから、協議会の条例については今回廃止ということでしておりますので、事前にどうのこうのという話ではないというふうに理解をしておるというところであります。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) その委任先の要綱をしっかりとこの審議の過程に提出していただけることは可能ですか。

それとあと、先ほど2点目の条例改正前に云々かんぬんというのは、ちょっと何のことを御説明いただいたのか、全くわからないので、もう一度お願いします。 議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 申しわけございません。その要綱については、 今作成中でありますので、最終的なものにはなっておりませんけども、委員会のほ うに今考えている部分について提出をしていきたいというふうに思っています。

それから、まちづくり条例については、今回の自治基本条例の改正にあわせて附則のほうで改正をさせていただいているということで、何ら問題はないのかなというふうに考えているということをお伝えをしたかったというところでございます。 議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第22号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第23 第23号議案

議長(秋田裕三君) 日程第23、第23号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第23号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市消防団におきましては、近年の団員減少による課題をはじめ、団の運営は 大きく変化してきている状況であります。

その中で、広範な市域を受け持つ消防団組織において、支団の統率とあわせ、宍 粟市消防団としての指揮・命令、総合的な調整を行う上で、現行の団本部体制をよ り強固なものとすることが重要であり、組織として団全体の調整を行う専任副団長 を設置することが、この局面において必要であると判断したところであります。

副団長の報酬額については、団長の補佐役として、団全体及び支団の調整のほか、 災害時における団本部での指揮・命令などの役割を勘案したものとしております。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。 続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第23号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第24 第24号議案

議長(秋田裕三君) 日程第24、第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年8月に策定した宍粟市学校規模適正化推進計画に基づき、学校規模適正 化について各地区において協議をいただいてきました。

一宮北中学校区においても、保護者・地域住民との意見交換を重ね、平成25年6月4日の地域の委員会において、学校規模適正化の実施を地域として決定いただき、同年9月30日、保護者・地域住民の代表者、学校関係者による地区協議会を設置し、その後、新校の開校に向けて協議・決定をいただいてきました。

このたび、開校に向けた協議が概ね終了したことを受け、学校設置条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容としましては、平成28年3月31日をもって、下三方・三方・繁盛の3小学校を廃止し、平成28年4月1日から新たに一宮北小学校を宍粟市一宮町三方町274番地に設置しようとするものであります。

この間、保護者・地域の皆さんに子どもたちの教育環境を第一義に考えていただいて、学校規模適正化の実施を決定いただいたものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 第24号議案についてですが、先ほど第15号議案の中で、職員の方の勤務時間云々というところに、義務教育学校の規定を追加されています。それは義務教育学校の前期課程が小学校、後期課程が中学校というような感じの9年間の一貫教育の位置づけだと思うんですけども、これ一宮北小学校は、この義務教育学校の前期課程の位置づけになるのか、またその予定があるのかということをお伺いします。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 私のほうからお答えさせていただきます。

一宮北小学校は、学校教育法の小学校の位置づけとしております。今後、義務教育学校になる予定はあるのかということですが、教育委員会としてもその方向ということでは、方向の一つとは考えておりますが、現在では未定であります。

以上です。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) すみません。これ調べればいいんですけど、学校教育法の改正に伴って、その義務教育学校というのが位置づけられたというふうに、先ほど第15号のときには伺ったんですけど、いつの改正がそれに当たるのか、ちょっと年度とかを教えていただければと思うんですが。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) この改正は2016年4月ということで、平成28年度の4月から改正になることになっております。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第24号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第25 第25号議案

議長(秋田裕三君) 日程第25、第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正 についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

学校規模適正化の実施に伴い、平成25年4月に土万幼稚園、平成27年4月には、 野尻幼稚園をそれぞれ休園としていますが、土万地区自治会、波賀町連合自治会か らそれぞれの幼稚園園舎を地域活性化の拠点施設等として使用したい旨の要望書が 出されました。

市は市民の参画と協働を基本とし、地域特性を生かし誰もが心豊かに生活できる 活気にあふれたまちづくり、地域創生を進めたいと考えており、園舎跡地の活用等 についても支援したいと考えております。

教育委員会においても、一定の集団規模を確保し、教育効果を一層高めるため園区外就園を許可しており、総合的に判断し、土万幼稚園・野尻幼稚園の廃止を提案するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回の幼稚園条例の一部改正で野尻幼稚園と土万幼稚園が廃止されるというふうなことになるわけですけども、それで、条例の中で、野尻幼稚園については、ただし3歳児教育をするというふうな文言があって、その文言も消えるわけでありますけれども、消えるということになると思うんですけれども、それでは今波賀幼稚園で行われている3歳児教育・保育の根拠はどこにあるのかなというふうなことになると思います。

それを見てみると、要綱で宍粟市3歳児教育実施要綱というのが市の例規集の中にあります。それが一つの根拠になって、波賀幼では3歳児保育が継続されるというふうなことになろうかと思うんですけれども、ただ、その宍粟市3歳児教育実施要綱では、その地域において幼保一元化の方向性が決まって、それがその幼保一元化施設ができるまでの間というふうな、大変わかりにくい表現で書かれております。

それで、今実際に、今波賀の幼保一元化の協議状況を見ても、幼保一元化でいくというふうな昨年の今ごろに確約書的なものが出されて、それで急遽3歳児保育というふうなことが決まった経過を思い出すんですけども、でも、しかし、今現在の最近の会議録を読んでみましても、まだなかなか全てが社会福祉法人、民間委託するということに対して理解が得られていない、理解できないというふうな声がたくさん載せられております。

そのような中で、教育委員会としては、その幼保一元化の方向性が決まらない限 り、3歳児保育はしないというふうな方針をとっておられるんですけれども、この ような状況が、その幼保一元化の計画ができてからもう7年もたつわけですね。しかも、その3歳児教育ということがきちっと国でうたわれてからもう何年も経過しようとして、3歳児教育が行われているところと、そうでないところの格差、そしてまた保護者よりも子どもが教育を受ける平等性ということからいっても、不均衡が生じておって、このままでは5年、10年先でもそのままの不均衡が生じる可能性があるわけですね。ですから、今回、野尻幼稚園のただし書きが消えることによって、宍粟市3歳児教育実施要綱に3歳児保育の根拠を求めることになると思うんですけれども、そのあたりのところで要綱の中から幼保一元化の方向性が決まったところについてはというふうな、そんなところはなくして、やっぱり3歳児保育ということを宍粟市全域で平等にやっていく、そういうことが今は必要ではないかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

それと、もう1点は、園区外通園ということを当たり前のようにこの間採用されてきているんですよね。三土中学校のときもそうでしたし、それで、今度一宮の三方・繁盛地域においても園区外通園というふうな形で、実際、三方の幼稚園に通うというふうなことがされております。

でも、本来園区外通園というのは、特別な場合に認められることであって、家庭の事情であるとか、子どもの事情であるとか、親の都合によって特別にその地域の幼稚園に行かなければならないんだけれども、その特別な事情によって定められた地域外の幼稚園や小学校に通いますよというのが園区外通園の定義のはずなんですよね。でも、地域全体を園区外通園として認めて、事実上、統合した幼稚園に通うというふうなことは、教育委員会の方針としてはあってはならんことなんですよね。それはなぜかというと、あなた方が幼保一元化、民営化、こういうことにこだわり過ぎておられるから、こういうふうな不正常な状態がずっと続いているんですよ。ですから、そのようなことは早急にやめるべきじゃないですか。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 私のほうから、最初、市内で平等に3歳児教育をするべきではないかという質問と思っております。そのことに対してお答えさせていただきます。

今までも答えておりますように、こども園で3歳児教育を実施するというのが市の方針でありまして、その方向性が決まったところについては、幼稚園で行うということで、波賀の場合やっております。波賀については、2月9日にも地域の委員会をやりまして、まだまだこども園に対して不安があるということで、その不安を

解消する時間をいただきたいという意見が多かったと思います。反対ということはないと市教育委員会としては思っております。

それ以外でも、一宮北の地域の委員会では方向性を決定していただきましたし、徐々にではありますが、3歳児教育を実施できる基盤ができてきたなと考えております。

また、園区外通園につきまして、市教育委員会としましては、それによって区域 外就園を乱用しているということは思っておりません。あくまでも保護者の要望に よりまして教育委員会が認めておりますということで、保護者の声また地域の声を 尊重しながら進めておるということであります。

以上です。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 今回の条例は、幼稚園の設置条例で廃園にするという内容なんですけども、でも、これは本当に先ほども言いましたように、3歳児保育であるとか園区外通園っていうのが本当に乱用されているということに繋がってきておるんですよね。ですから、逆に言えば、3歳児教育が実施されていない地域においては、3歳児教育のサービスが受けられないわけですから、ある意味不平等が生じている。それに、今も波賀地域では合意は得ているけれども、民間に対しての不安が残っている、反対意見はないとおっしゃいますけど、その不安という声が賛成できないということになっているわけですから、要は反対という言葉を使わないだけで、賛成はできない状況にまだあるんだということなんですね。そのような状況が、これから何年協議するかというふうなことを強弁されるわけですけども、そういうふうな状況というのは、教育委員会として子どもたちに対して、保護者に対しても不正常な状態を押しつけているんだというふうな認識をお持ちでなければならないと思うんですよ。その点どうですか。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) しそうこども指針またガイドラインにも書いてありますように、一刻も早く3歳児教育を実施すべきと教育委員会は思っております。そのためにも幼保一元化を進めまして、市内でこども園の実施を早くしたいということが、この不平等を解消する手段と考えております。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

簡潔にお願いします。

15番(岡前治生君) 廃止条例で廃止しなければならない幼稚園が出てきました。でも、例えば山崎幼稚園を廃止しなければならない状況というのは、今から何年後に出てくるんですか。出てくる見通しがあるんであればいいですけども、今の現状を見ておって、今あと残り3年の中で一宮北部のそういうふうな協議がまとまる可能性も少ないですし、波賀も少ないと思います。そういうふうな状況の中で、これから何年も今の先ほど言いました宍粟市3歳児教育実施要綱によると、3歳児保育を宍粟市は実施しないという状況が続いてしまうわけですよ。ですから、その3歳児教育ということをきちっと要綱にうたって平等に実施できるように、今回の条例の野尻幼稚園のそういう根拠を廃止することを踏まえて、きちっとした整備をし直すべきじゃないですかと言っているんです。

教育長、どうですか。教育長、答えてください。

議長(秋田裕三君) 西岡教育長。

教育長(西岡章寿君) 今、御質問に部長が答えたとおりでありますが、波賀のほうも、先ほど言ったとおりですが、一宮北のほうは先月の25日ですか、地域の方向性が決まりまして、今後、協議会からこども園に向かっていこうというふうな決定もしていただきました。

このように、地域によって割とスムーズにいくところと、千種の場合は、最初であったこともありまして、非常に時間もかかったわけですが、それぞれの地域でこども園の設置に向けて取り組みたいと思っております。

ただ、本当に、言いわけになるんですが、各学校区にこども園を設置するためのマンパワーが非常に足らないというのも私たち感じておりまして、同時に進行していくというのはなかなか難しくて、一つ一つお願いしていくというような進め方をしておりますので、時間がかかることについては御理解いただきたいなと思っております。

議長(秋田裕三君) 続けて質疑を行います。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。私も宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について質疑をしたいと思いますが、重複を避けるために何点かに絞りたいと思うんですけども、宍粟市幼保一元化推進計画を推進されることは、それでやられたらいいとは思うんですが、しかし、そのことと、この幼稚園での3年保育という問題はきちっと切り分けて考えていく必要があるというふうに思います。

幼稚園の段階的無償化が始まっておるわけでして、そういうことは3歳児保育か

ら対象になるわけで、そういうとこに対する受け皿がなくなってしまうというふうにも思いますし、私たち宍粟市議会からも3歳児の幼稚園教育をいち早くという意見も出しておりますが、全く尊重されない。地元の活用について、今市長からその活用について尊重してというようなこともおっしゃいましたが、いよいよこういう政策判断、政策決定は誰がしているんですか。市長がしているのか、教育委員会がしているのか、まず、その辺1点をお伺いしたいというふうに思います。

それと、この改正条例によりまして、幼稚園の唯一野尻幼稚園で3年保育をしているということが、法的な部分からなくなってしまいます。午前中もその法的安定性の話がちょっと議論されましたけれども、この条例からなくなるということで、その3歳児保育をどうしていくのか、その辺ももう一度説明をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 私のほうから、どこで決まったかということから、まずお答えしたいと思います。

野尻幼稚園の廃止につきましては、2月17日開催の宍粟市教育委員会で決定しております。決定経過としましては、教育委員会は集団教育による教育効果の観点から、休園して波賀幼稚園への通園を許可しておりましたが、地域から地域活性化に園舎を活用したいとする要望書が出されたことを総合的に判断しまして、今回、廃止の決定をしたものであります。土万幼稚園についても同様の理由により廃止しております。

議長(秋田裕三君) 暫時休憩。

午後 2時46分休憩

午後 2時46分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解きます。

藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) すみません。なぜ3歳児教育を宍粟で進めないかということですが、教育委員会としましても、以前から今日も言っておりますが、3歳児教育は認定こども園でするという方針を持っております。それについて地域の委員会で協議をしながら、地域でこども園をつくっていって、3歳児をするということにしております。進んでいないのは事実でありますが、その方向で今後進めていきたいと思っております。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 事前通告しているわけですから、もう少し真剣に内部で議論 して答弁いただかないと、そういう状態ではちょっと困るなというふうに私は思い ますね。

その活用についての政策判断は誰がしたのかと言っているんじゃなくて、流れとして子ども・子育て新支援制度ができ、あるいは、学校教育法、そういうところでは3歳児以上の幼稚園教育をやるということを明文化している。時代の流れも子ども・子育ての支援をしていこうという、特に、人口減少の非常事態宣言をされる市長なら、こういう子育てに対するしっかり支援をしていこうという方向が打ち出されるべきなのに、なぜこういう政策決定、政策判断になるんですかということを聞いているんです。それを誰がやっているんですかということを聞いているんです。活用の話を言っているんじゃないんです。

もう一度お答えください。

議長(秋田裕三君) 西岡教育長。

教育長(西岡章寿君) これまでもずっと説明してきたわけですが、平成21年に方針を市として決めまして、その方向でやっていこうという中で、いろいろ今御指摘があった部分の変更もあるわけですが、市としましては、こども園を何とか進めたいという中で、こども園ができるという方向性が決まったところから3歳児教育を進めていきたいというふうにやっております。

確かに、今御指摘にあるように、全員に3歳児教育・保育を提供できないという 状況があるんですが、今後もより早く御理解いただけるように進めながら、この不 公平な部分を是正していきたいと考えているところであります。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 市長にお尋ねします。決まったところはそうでしょう。それは当然ですよ。認定こども園に移行ということに決まったら、そこはされたらよろしい。でも、その間に決まっていないところ、先ほど岡前議員も言いましたように、決まらないところがたくさんあるわけですよ。そういうところは、1号認定の中で幼稚園教育を選ばられる人と、認定こども園を選ばれる人とニーズはあるわけです。そういうことをしなければいけないようになっているはずなんですね。はずというか、なっているんです、法的にも。それをかたくなに幼保一元化の社福の運営しか認めない、そういう中でしか3歳児教育を認めないということで、私は法的安定性がない、崩れているということを言っているんです。

こういう流れは、市長ね、子育て応援をしていく、これからの若い人たちに宍粟に住んでもらいたい、そういう言葉と全く逆のことをされているじゃないですか。 そこをなぜそういう判断になるんですかということをお伺いしているんです。

市長お答えください。

議長(秋田裕三君) 福元市長。

市長(福元晶三君) 今回のこの議案のことにつきましては、先ほど教育委員会の 決定を受け、いよいよ活用について最終的に判断をさせていただいて、今回提案さ せていただいている。こういうことでありますが、前回、前々回からもいよいよこ の3年保育について、あるいはいろいろ御議論もいただいております。

また、あわせもって、昨年から教育総合会議もつくりまして、本年度は3回で今年度から始まったところでありますが、まだ十分な議論には至っておりません。このことも踏まえながら、私のほうから総合教育会議の中で提案して、教育委員会としての方向性も含めまして、議論を進めていきたいと、このように考えております。

ただ、3歳児保育をしないから逆行しておるという考え方も一部ではあるんですが、原則的にはやっぱり教育、子育て環境を整えるという方向には間違いないということでありますので、その観点を踏まえて議論をしていきたいと、このように考えています。

議長(秋田裕三君) 続けて、1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 第25号議案の幼稚園設置条例の一部改正についてですが、これまでもですけど、12月議会、特に野尻幼稚園、公有財産のままで活用することは何ら問題がないということ、見解を示されて、かたくなに廃止条例を出さなかったんですけど、なぜこの急に廃止になったのか、その判断の根拠をしっかり教えてください。

あと、野尻幼稚園における3歳児教育は条例に規定されていたんです。先ほどから何度も言うように、要綱なんていうのは法令でも何でもありませんから、条例で規定されていたんです。で、それは先ほどほかの議案の件でもあったとおり、確固たる地位というか安定性を確保するために条例でうたうということをおっしゃっていたわけなんで、それがあって、ただし野尻幼稚園が休園、波賀幼稚園の区域外通学、波賀幼稚園における3歳児教育というのは、ある一定程度の法的な整合性がとれていたんですけども、今回の改正では、全てのただし書きを削除するという改正案なので、波賀幼稚園における3歳児教育が正式な教育課程に位置づけられている根拠が全くなくなる状況です。それでも、要綱で3歳児教育をやることが正式な条

例と何ら変わりないんだということの根拠を教えてください。

以上、2点です。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) まず最初に、なぜ急に廃止にいたったかとい うことについて、お答えしたいと思います。

野尻幼稚園は、幼保一元化の方向が決まった昨年3月、この時点でも廃止は可能であったと考えております。しかし、その2カ月前に教育委員会で休園を決定しておりましたので、この時期の廃止は早急過ぎ、また廃止というのは年度がわりの時期が妥当との意見がありまして、休園の状態が続いておりました。4月以降、先ほども言いましたように、波賀町連合自治会から地域活性化のため地元で活動している団体が利用できないかとの要望があり、行政財産の使用許可を認めたものであります。この間、利用状況と野尻幼稚園区の子どもの状況を見れば、再開はできないと判断して、今回廃止の決定をしたというところであります。

もう一つ、正式な教育課程の位置づけの根拠ですが、この3歳児教育におきましても、この要綱第4条で国が定めております幼稚園教育要領に基づく指導をすることとしておりまして、この波賀幼稚園で3歳児教育を行うことについて要綱での実施ということになりますが、教育課程の位置づけとして、これは認められると考えております。

以上です。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 説明になっていないのが御自身でお気づきになったほうがいいと思いますけど、その公有財産のまま園舎を活用することは何ら問題はないということを言っていたんですよ。だから、何ら問題はないのに、何でそこで活用が、要望があったから廃止するということに、何の根拠も成り立ちませんよね。そこをもう一度しっかりと説明してください。なぜ、このタイミングで廃止条例を出すのか。

あと、もう1点、先ほど3歳児教育のこと法的安定性のことを言いましたけど、何度も言うように、条例にうたわれていないものを要綱でうたったからといって、何ら正式な糧にはなりませんよ。で、なぜ要綱だとそれが不安定かといったら、要綱は議会にかからないんですよ。行政の恣意によってつくったり消したりできる問題じゃないですか。だけど、条例にうたっているものを委任しているから、条例にうたわれているから、そこがまたたががついているわけで、そこがないのにという

ことは、じゃあどこでそれでも正式な教育課程だと言えるのかということを、要綱にうたっているからではなくて、法的にそれでも可能だということを説明いただけますか。

以上、2点。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 行政財産として使うことに何ら問題がないが、なぜ変わったかということですが、昨年答弁した段階では、廃止については年度末がいいということで、その時点では行政財産のままでの状態を教育委員会としては置いておくしかなかった。その時点で要望がありましたので、行政財産で許可するということについては問題ないと考えておりました。

また、要綱が不安定であるということですが、宍粟市の3歳児教育については、しそうこども指針、ガイドラインによって社会福祉法人が行います認定こども園であるということでしております。幼稚園では実施するということは言っておりません。そのため条例の制定ということは想定しておりませんが、しかし、幼保一元化への方向が決まった地区につきましては、こども園ができるまでの間は幼稚園で実施するということをこの要綱でうたっております。この要綱というのは、3歳児教育を行います実施を決めたものでありますので、この要綱で3歳児教育をやるということについては、特に違法ではないと、これは昨年の3月の議会でも答弁したように考えております。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) やりとりがすれ違うんでもう結構ですけども、是非とも委員会のほうに法的根拠です、要綱でも正式な幼児教育の課程として3年やったと、年少、年中、年長という今制度になっていますけど、これまではそれがなかったから3歳児はあおぞら幼稚園でしたかね、ちょっと別の事業としてやって、また4歳で新たに入園し直して年少、年長という制度だったんです。それが条例にないからですよ。今度、それが条例にない要綱なのに、3歳で入園して年少、年中、年長という3年になるということ、その法的根拠をしっかりと委員会のほうに示してください。

以上です。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 整理しまして、委員会のほうに報告させていただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第25号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第26 第26議案

議長(秋田裕三君) 日程第26、第26号議案、宍粟市教育研修所条例の一部改正に ついてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第26号議案、宍粟市教育研修所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市教育研修所につきましては、平成27年度当初予算にて「宍粟市教育研修所機能強化事業」として予算化し、その機能を現在の波賀市民局2階フロアから旧野原小学校へ移転し、機能強化を図ることとしております。

平成28年4月1日からは、新たな宍粟市教育研修所を宍粟市波賀町野尻119番地2に設置しようとするものであります。

新しい研修所では、84人規模のホールと24人規模の小会議室三つを備えるなど、 多様な研修スタイルに対応できる施設とし、さらなる教職員の指導力向上を目指し ております。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第26号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第27 第27号議案

議長(秋田裕三君) 日程第27、第27号議案、宍粟市教育集会所条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第27号議案、宍粟市教育集会所条例の廃止につきまして、提 案理由の御説明を申し上げます。

教育集会所は、地域住民の実際生活に即する組織的な教育活動を行うほか、住民の教養の向上、健康の増進及び情操を高め民主的な明るい地域社会の建設に寄与する、このことを趣旨として、市内8カ所に設置されています。

教育集会所は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与するとした昭和44年の同和対策事業特別措置法の目的に沿って、地方公共団体の責務として旧山崎町、旧千種町がそれぞれ主体的に設置した施設であり、これらの施設を拠点として人権教育及び人権啓発に関するさまざまな事業を展開してまいりました。

この間、教育集会所は、自治会活動の拠点である集会施設としても利用されてきた実態があるとともに、いずれの施設も建設年から35年以上が経過し、老朽化も著しくなっていること、さらには平成14年3月31日での特別措置法の失効や地域における少子高齢化の進行など社会的な環境変化を受けて、ソフト事業である「教育集会所事業」も交流・ふれあい活動に軸足を置いた「人権ふれあい学習事業」との呼称変更も含めた新たな事業展開に取り組んできているところであり、施設の今後のあり方を検討しなければならない時期となっておりました。

こうした中、教育集会所の今後のあり方として、自治会施設として活用するか活用しないかの選択も含めて、関係自治会や団体への説明・協議も進めてきた結果、 市長として関係自治会の理解が得られたと判断いたしました。

こうした状況に鑑み、教育集会所の用途を廃止することとし、宍粟市教育集会所 条例の廃止を提案させていただくものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。宍粟市教育集会所条例の廃止につきまして、 質疑をさせていただきたいと思います。 私は人権教育啓発という視点での質問をしたいというふうに思うんですが、教育集会所がこれまで担ってきた教育活動でありますとか、地域の福祉活動というのは、特定の地域にかかわるものではなく、広く一般の人権教育推進に大きな役割を果たしてきたと思いますし、そういう意味では、これが廃止をされることから、今後そのような集会所が担ってきた役割でありますとか、目的、そういうものがどのように継承されていくのかということについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

今や特定の地域を対象にしたというような人権教育啓発ではなくて、広く全体に与えるような学習展開が、あるいは地域福祉活動が望まれるだろうというふうに思いますので、その辺の継承の仕方について、お答えをいただきたいと思います。 議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 人権教育啓発、それの事業の関係でございま すので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今ありました教育集会所の機能の部分につきましては、その役割という部分を一定終えたのかなというふうに判断をする。しかしながら、御指摘がありましたように、人権啓発教育という部分については、これからの時代も引き続き強力に進めていかなければいけないというところで、基本的には考えております。

これまで教育集会所において行われてきましたいろんな事業、その分につきましては、先ほど市長の提案理由の説明にもあったんですが、地区から地域へというところの学習展開を移行していこうというところで、この間協議を地元関係自治会とも調整をしながら進めてまいりました。

平成27年度からは、人権ふれあい学習事業という形で、その対象地区にこだわることなく、広く人権尊重を進めていく事業に展開していこうというところで、軸足を移行してきたところであります。

その件につきましては、この間、関係自治会の自治会長さん、支部長さんともそれぞれお話し合いを経てきておりますので、一定の理解が得られているのかなと、 そんなふうに考えております。

今後とも教育集会所ということは、用途を廃止させていただくわけになりますが、拠点としてはそのまま残る、その辺の活用も含めて、今後、地元とも十分調整をしていきたいというふうに思っておりますし、人権ふれあい学習事業という部分については、さらに発展させていくべきだというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 私は、その集会所の今後ということではなくて、人権教育啓発のそういう推進を図っていくステージをもっと広く捉えていったときに、どういうところで次の展開をやっていくのかというようなことがイメージしたいというふうに思っていまして、その廃止される建物をどうするんだということではなくて、もっと別のステージが用意されるべきだろうというふうに思うわけです。

それと、やっぱり時代の趨勢といいますか、この4月からは差別解消法が施行されたり、あるいは、まだまだ深刻な子どもの虐待の問題、あるいはDVの問題、女性の問題、高齢者の問題、いっぱいあると思うんですね。そういうものに対する人権施策の推進計画というのが、平成19年の3月に立てられたものが、いまだ見直しがされていないというふうに思うんです。そういうものが上位の計画がそのままになっていて、こういう個別にどんどん進むということもどうなのかなというふうに思いますので、そういう推進計画の見直しも含めてどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 人権啓発教育については、どう人の心に響いていくかということが非常に大事だというふうに思っております。時代時代によって環境も背景も変わってくるというところで、そのあたりの状況もつぶさに我々はキャッチをしながら、その時代に合った人の心に響く啓発手法を選択する必要があるだろうというふうに思っておりますので、今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。

今、最後、御指摘ありました人権施策の推進計画につきましては、平成19年の3月に策定した以降、文言の修正も含めて行っておりませんでした。この間、法律もいろいろ変わってきておりますし、新たな法律も出てきております。そういったものに合わすために、現在その一部改正を行うべく準備を進めておりますので、またそのあたりも御報告をしていきたいというふうに思います。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第27号議案は、総務文教常任委員会に付託をいた します。

ここで休憩をとります。

3時20分まで休憩といたします。

午後 3時10分休憩

午後 3時20分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第28 第28号議案

議長(秋田裕三君) 日程第28、第28号議案、宍粟市福知渓谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第28号議案、宍粟市福知渓谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

福知渓谷休養センターは、紅葉の名所と知られ、最盛期には多くの観光客で賑わいましたが、経営はオープン以来、厳しい状況が続いていました。

平成27年3月末までは、指定管理者により施設を運営していましたが、次期指定 管理者の応募もなく、施設は閉鎖状態となっておりました。

今年度に入り、福知自治会より福知渓谷休養センターを、地域づくりの拠点として活用していきたい旨の申し出を受け、協議を重ねてまいりました。

このたび、より地元自治会が活用しやすい環境を整えるため、宍粟市休養休憩施設条例を廃止し、また、宍粟市福知渓谷休養センター運営基金条例についても廃止しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第28号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第29 第29号議案

議長(秋田裕三君) 日程第29、第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

へき地保育所の道谷保育所については、平成27年4月の波賀中学校区の小学校規模適正化の実施に伴い、同年3月31日をもって閉校した道谷小学校敷地内で設置していましたが、就学前児童数の減少とともに、平成23年度からは入所希望者がなくなり、現在まで休所としております。

小学校の跡地活用については、地域と協議を進める中で、地域コミュニティの拠点として地域づくりのための活用検討と並行して、地域活性化の一つの手法として企業誘致の募集等を進めることの同意がされており、あわせて道谷保育所の廃止についても協議が整っております。

教育委員会においても、一定の集団規模を確保し、教育効果を一層高めるため幼保一元化を推進しており、総合的に判断し、へき地保育所の廃止を提案するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第29号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第30 第30号議案~第31号議案

議長(秋田裕三君) 日程第30、第30号議案、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定についてから、第31号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の 賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第30号議案及び第31号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、第30号議案、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定につきまして、この危険段階基準共済掛金率は、農家間や地域間で被害の発生状況が相当に異なる場

合があること等を考慮し、農家の掛金負担の公平を図るため、農業災害補償法第 120条の15第6項の規定により、それぞれの危険段階における基準共済掛金率を設 定することとされております。

共済掛金率を設定するにあたりまして、1月26日に農林水産省告示に伴う県からの通知により、当市の掛金率が示されましたので、これに基づき改定となる掛金率の見直しを行い、今回は、平成19年から平成26年の過去8年間の各農家における平均被害率を算出し、それぞれの農家ごとの被害率に応じて3段階に区分し、畑作物に係る共済掛金率を設定するものであります。

なお、今回の改定内容につきましては、市損害評価会において、3段階に分ける率の設定、最高被害率区分と最低被害率区分との開きの設定について適正である旨の答申を受けており、また、兵庫県農業共済組合連合会へ協議を行い、適切であるとの意見を2月4日にいただいております。

次に、第31号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び 賦課単価につきましては、農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価は、 宍粟市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済連合会からの賦課 金を含めた事務費の予定額から、国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額 を、共済加入農家に対し賦課することとなります。

今回提案しております、平成28年度当初予算に基づき算定した結果、主なものでは、水稲で賦課総額259万1,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、肥育牛では、賦課総額88万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、大豆では、賦課総額37万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円を予定としております。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第30号議案から第31号議案までの2議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第31 第32号議案~第39号議案

議長(秋田裕三君) 日程第31、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算 (第4号)から、第39号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算 (第3号)までの8議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第32号議案から第39号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、「宍粟市地域創生総合戦略」の先行実施として、国の「地方創生加速化交付金」を活用し、森林セラピーの推進や氷ノ山ツーリズムなどの事業費を計上するとともに、平成27年度の予算を執行してまいりました各種事務・事業につきまして、財源を含めた整理、年度内の完了が困難な事業の繰越明許費などを補正するものであります。

また、あわせまして、平成27年度人事院勧告を踏まえた、給料表の改定及び特別職及び議会議員を含む期末・勤勉手当の引き上げ等、諸手当の改定に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、議案ごとの概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)でありますが、歳入歳出にそれぞれ6,830万円を追加し、補正後の総額を259億7,991万8,000円とするものです。

まず、歳出の主なものとして、それぞれの費目で人件費の補正を行うほか、総務費では、旧三土中学校解体工事負担金や情報セキュリティ強化対策事業費、ふるさと納税の好調に伴う特産品代や積立金の増額を行っております。

そのほか、戸籍住民基本台帳費で、マイナンバー制度関連事務の負担金を補正しております。

次に、民生費では、国の補正に伴う、低所得の高齢者向けの臨時福祉給付金給付事業費を追加するとともに、国民健康保険事業など特別会計の補正に伴う繰出金を計上しております。

衛生費では、妊婦健康診査補助金や国民健康保険診療所など特別会計の補正に伴 う繰出金の整理、にしはりま環境事務組合負担金の減額を行っております。

農林水産業費では、県営圃場整備事業負担金など、県事業の事業費確定に伴う整理や地籍調査事業費の精査などを行うとともに、林業関係では、事業量の割り当ての減少などに伴う事業費の整理をしております。

また、国の地方創生加速化交付金を活用した宍粟彩りの回廊プロジェクト事業関連の予算を計上し、選ばれるまちづくりに取り組みます。

商工費では、同じく、国の交付金を活用して、兵庫・鳥取・岡山の三県境地域の6市町村が連携して特産品の海外展開を促進するための負担金を追加し、森林セラピーの推進や氷ノ山ツーリズム、さらには、ふるさと宍粟PR館移転オープンなどの事業費を計上しております。

土木費では、加美宍粟線整備分の道路事業費負担金を減額する一方で、これも国の交付金を活用した事業になりますが、最上山公園もみじ山一帯のもみじ植樹やライトアップ設備の増強について補正を行うものであります。

次に、教育費では、旧三土中学校事務組合分の清算を行うほか、一宮北小学校の プール工事について、新年度で国庫補助の採択見込みがあることから、今年度予定 していた工事費を減額補正するものであります。

また、図書館費では、ささゆり号車庫設置工事を減額し、指定寄附をいただいた 図書の購入費を計上するものであります。

最後に、公債費では、後年度の安定した財政運営を図るため、繰上償還金を新た に追加しております。

これら歳出の財源となります歳入の主なものとしまして、普通交付税では、国の総額調整として減額されていた調整額の復活に伴う追加を行い、国庫支出金では、国の補正によります地方創生加速化交付金、臨時福祉給付金給付事業補助金、情報セキュリティ強化対策費補助金などを計上しております。

次に、県支出金については、木質バイオマス利用施設等整備補助金の減額、そのほか、緊急防災林整備事業補助金などについて、それぞれ増減を行っております。

また、財産収入では、事業量の減による立木売払収入の減額を行うほか、フォレストステーション波賀出資金の清算に伴う返還金を追加しております。

寄附金では、ふるさと納税によるふるさとづくり寄附金の増、図書購入のためにいただいた指定寄附金を計上し、繰入金、諸収入では、それぞれの事業に応じて整理をしております。

さらに、市債においては、情報セキュリティ強化対策分の増、スポーツ施設整備 分の財源の組み替えによる増を見込む一方で、小学校整備など事業費の確定に伴う 減額を行っております。

なお、国補正予算関連の事業とともに、年度内に完成する見込みが立たない県有 地跡地整備事業や道路改良事業等につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行っ ております。

また、債務負担行為を計上していた、森林セラピー基地関連の整備工事につきまして、国の交付金を活用し、3月補正に予算計上することから、廃止としております。

次に、第33号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてですが、歳出で、一般被保険者療養給付費や高額療養費の伸びを見込むほか、人件費等を補正し、国庫支出金など財源の調整を行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ 1 億8,706万円を追加し、補正後の総額を55億731万8,000円 としております。

次に、第34号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出で人件費の補正を行い、歳入では、国民健康保険事業からの繰り入れを計上し、財源の整理を行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ48万7,000円を追加し、補正後の総額を、 3 億2,086万3,000 円としております。

次に、第35号議案、平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2号)に つきましては、歳出で人件費の補正を行い、財源として、一般会計からの繰り入れ を行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ19万1,000円を追加し、補正後の総額を、945万9,000円としております。

次に、第36号議案、平成27年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出で人件費の補正を行い、財源として、一般会計からの繰り入れを行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ11万6,000円を追加し、補正後の総額を、44億8,419万円としております。

第37号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、公共下水道費に、国補正の配分によります、上溝雨水幹線整備関連の事業費を追加計上し、特定環境下水道費では、千種中央浄化センター監視制御設備改修関連の事業費を減額、そのほか、人件費等の補正を行うものであります。

財源としまして、国庫補助金や下水道事業債の増減、一般会計繰入金の増額を行っております。

また、国補正による上溝雨水幹線整備事業のほか、年度内に完成しない見込みである流域関連公共下水道管路施設調査事業、千種中央浄化センター監視制御設備改

築事業につきましては、繰越明許費を計上しております。

歳入歳出から、それぞれ 1 億 3,551万 9,000円を減額し、補正後の総額を20億 6.875万 6,000円とするものであります。

第38号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、人件費の補正として、166万1,000円を追加し、補正後の支出予算の総額を28億4,811万8,000円とするものであります。

次に、第39号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第3号) につきましては、人件費の補正として47万5,000円を追加し、補正後の予算の総額 を8,753万6,000円とするものであります。

以上、補正予算8議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。

冒頭に申し上げましたとおり、今回の補正は、平成27年12月に策定しました宍粟市地域創生総合戦略の先行実施事業を含めた予算としております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。一般会計の補正予算の内容について、お聞きしたいと思います。

今回、年度末の最後の補正予算ということで、繰越明許費の補正が多いわけでありますけれども、その中で特に気になりますのが、マイナンバー制度が今年1月実質制度が始まったというふうに言われるわけですけども、それで、社会保障税番号制度システム整備事業734万円というのが繰り越しになっておりますし、マイナンバー制度にかかわるものかどうかということは別にして、情報漏えいとかプライバシー侵害とかというおそれがあるということは、何度もマイナンバー制度について指摘しておる中で、情報セキュリティー強化対策委託料の3,000万円も繰越明許されております。そのうち1,640万円については、今回の補正予算の歳出の中で上がってきておりますから、これも合わせての3,000万円だとは思うんですけれども、どういう理由で繰越明許というふうな名称になっておるのか。それと、その情報セキュリティ強化対策というふうな名称になっておる以上、当然、年度末に完成をさせなければならないものじゃなかったかと思うんですけれども、そのあたりの国からの補正の状況であるとか、どういう理由によるものなのか、明らかにしていただ

けたらと思います。

それと、少子化対策事業で、臨時職員の賃金が2,500万円も減額されております。 恐らく人数にして10人分以上の賃金の減額というふうなことになると思うんですけれども、これの詳細な内容をお示しいただけたらと思います。

それと、繰上償還についてでありますけれども、ここ何年か毎年この3月議会に提案されている補正予算では繰上償還がされております。繰上償還というのは、財政上余裕がなければできないことでありますから、そういう意味では、財政は厳しいと一方では言いながら、いろいろな意味で行政経費の切り詰めで浮いてきたお金であるとは思いますけれども、果たしてこういう繰上償還のみに充てるのがいいのか、先ほども議論しましたように、市長として人口減対策の緊急性を考えておられるのであれば、こういうお金を生かして保育料の無料化に思い切って取り組むとか、学校給食費の無料化に取り組むとか、そういう政策的な展開の経費に回すことができたんではないかと思うんですけども、そういう意味で、この繰上償還の中身、どういうふうな起債、どうしても返さなければならない繰上償還をしたほうが得な起債なのか、以前のような高利な起債というのは、もう少なくなっているとも思いますので、あまり繰上償還の効果というのは財政上はそんなにないのではないかと思いますので、そのあたりの詳細をお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 私のほうから、社会保障と税番号システムの整備の繰り越しの理由なんですけども、この分につきましては、平成29年7月から自治体間の連携の業務が始まります。その部分におきまして、マイナンバー制度に関連するデータとその住民情報系システムとの整備の調整が必要になってきております。この部分で住基外の登録の部分、住基に登録のない人の部分のマイナンバーとの調整というのに不測の日数を要しておるところでございます。それで、繰り越しをさせていただくということでございます。

あと1点、情報セキュリティーの強化対策の委託料につきましては、これがやは り国の情報セキュリティーの強化対策の指針が次々と示されております。それに基 づきまして、国の補正予算について今回財源に持ってきて実施をしていくというこ とで、3月補正で対応させていただきたいということです。

内容につきましては、情報の取り出しの対策、USBとかそういう部分が使えないようにするとか、認証の強化、例えば静脈認証とかという部分の対策に充てていくというような内容でございます。

あと1点、繰上償還につきましては、やはり利率は安くなったと言いましても、今既にまだかなり安くなっております。現在、借り入れをしておる部分で返そうとしておるのが1.75%から1.77%あたりの利率でございます。現在借りますと0.6%ぐらいで借りれる状況になってくるんで、それによって効果額が約600万円程度は上がってくるかなということで、借り入れを繰上償還させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 私のほうからは、少子化対策事業の臨時職員 賃金2.500万円の減額の内容ということで答えさせていただきます。

これは学童保育所の賃金にあたります。まず、山崎河東学童保育所で、副所長の配置を予定しておりましたが、公募したところ応募がなかったということがありまして、配置できなかったということがあります。

また、伊水学童では、専任所長を予定しておりましたが、入所児童が少なく、その配置が不要となったということがあります。

また、北部の学童保育所では、児童数が減少した、またこれは市内全域なんですけれども、指導員・補助員の勤務時間を精査すると、予定していた時間数よりも少ない実態がありまして、そのため賃金が不要となった。

合わせまして2,500万円ということを減額させていただきたいと考えております。 議長(秋田裕三君) 質疑を続けます。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。私は、第32号議案、一般会計補正予算の地 方創生の加速化交付金の活用事業について、お尋ねをしたいというふうに思います。

今回、補正で7事業、総額約1億円が上程をされまして、そのうち国の交付金 7,600万円ほどがその事業に充当をされておりますが、私も見て愕然としたんです が、その内容のほとんどが商工費でありますとか、都市計画費の事業に充当をされ ております。

ここに、内閣府の地方創生推進室が出しました加速化交付金の取り扱いについての通達のようなものがあるんですが、これを見ますと、国はその一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策ということで、特に緊急対応として、この加速化交付金を位置づけております。

そして、地方一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、希望を売り出す経

済を実現するための子育て支援や安心に繋がる社会保障、そういうものを含めた新 3本の矢の取り組みに貢献するように創設をしたというふうになっております。

そういう意味で、私は国の事業にそっくり沿う必要はない、宍粟独自の考え方があってもいいというふうに思うんですが、宍粟の中で特に全ての人たちの活躍社会の実現に向けた緊急対応というふうに位置づけたその理由について、説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、この国が示す趣旨、考え方に沿った事業なのかなという疑問があるわけでして、今日も市長のほうから人口減少の非常事態宣言を行ったというようなことをおっしゃいました。そういうことからいくと、先ほどもありましたような子育て世代への支援、あるいは若い人たちの雇用を創出するような、そういう支援の事業が、この宍粟市も「森林から創まる地域創生」の中に、そういう事業メニューをうたい込んでいるわけですから、なぜこういうものが選ばれなかったのか、そういうことを御説明をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) この緊急交付金につきまして、補正で対応することになっております。これにつきましては、やはり地域創生の関係で、「森林から創まる地域創生」ということでうたっております。この部分につきまして、県事業との調整等も行っております。それで、先駆性、あるいは事業分野、先ほど大畑議員がおっしゃったような通達は来ております、その部分でやはり交付申請を行って、採択をしてもらいやすいような事業、それと実効性、翌年度平成28年度に実行をすぐできるような事業について上げさせていただいております。

子育て世代の支援につきましても、地域創生の中の柱の一つであります。それに つきましては、新年度の予算で計上をしていきたい、あるいは、今後いろいろな施 策について考えていきたいということで、急を要しましたので、現在の部分で申請 をしております。

議長(秋田裕三君) 再質疑、早目に言ってください。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 失礼しました。県事業との調整でありますとか、実効性のあるというふうなことから選ばられたというふうにあるんですが、この七つの中で県事業との調整がどれで、実効性があるものということで選ばれたのがどれなのか、そのちょっと分類を教えていただけますか。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) 県で実施していただくような事業が29号線の賑わいづくり事業とか氷ノ山のツーリズム関係とか音水湖の利活用事業等、県で実施していただく事業もございます。そういう部分との調整も含めまして、今回この事業を挙げさせていただいたということでございます。

議長(秋田裕三君) 6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) この七つの事業について今御答弁いただいたのは二つしかないんですけども、その整理はできておりませんか。

議長(秋田裕三君) 中村企画総務部長。

企画総務部長(中村 司君) すみません。ちょっとまとめておりまして、森林セラピーに係るような事業とか国道29号線の北部の活性化という部分でかなりまとめております。

それと、その部分につきましては、森林セラピーの事業、それから氷ノ山のツーリズム事業、それから音水湖の利活用事業というような部分で含めて調整をしておりますので、その中でこの七つで言いますと、氷ノ山のツーリズム推進事業、それから国道29号賑わいづくり事業、それと県民局の補助関係で言いますと、森林セラピーの事業、氷ノ山ツーリズムはそれもかぶっておりますので、その事業になります。

議長(秋田裕三君) 西山参事。

参事(西山大作君) すみません。今、部長がお答えをさせていただきまして、ちょっと 2 、 3 今回の国の交付金の骨子といいますか、そこは議員も御承知かと思いますけども、確認の意味を持ってちょっとお答えさせていただきたいと思います。

今回は、加速度ということで、とにかく加速をもてということの趣旨があります。 昨年度末も先行型交付金という形で、3月補正の繰り越しをさせていただいて、今 取り組みをさせていただいているということであります。

今回の交付金の特に大きな申請の条件といたしましては、特に、まず第1番としては、とにかく先駆性を持った事業を申請せよということ。それの中で、条件といたしましては、官民との協働、あるいは地域間連携、それから政策間連携、こういうふうな地域との連携、官民との連携、これを二つ以上要素に取り組めというような条件がついてございます。

それで、その中で、特にハード事業、ソフト事業、これについてはハード、ソフトがそれぞれ2分の1以上をソフトが優先するというような条件等もございます。 その中で、県との連携、あるいはここの一番最後の600万円事業費と上げておりま すけれども、岡山であったり、鳥取であったり、兵庫県、この3県の市町で特産物等々を海外を視野に研究をしていこうというような取り組みの連携も入れておるところであります。

交付金の総額が地方自治体の場合、宍粟市でありますと約8,000万円以内に交付金の申請額を抑えなさいということもございますので、事業費が9,500万円で交付金が7,600万円余りということの申請に落ちついたわけでございます。特に、今回はそういう条件のもとで、あくまでも緊急の交付金をクリアしやすい、認めていただけるような事業として、今回この事業を申請をさせていただいて、後の部分の事業につきましては、新年度予算で、先ほど言いましたように、対応させていただきたいというような、そういう先駆型の交付金に申請を上げたという制度でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(秋田裕三君) 続けて質疑を受けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) では、私は第32号議案の平成27年度宍粟市一般会計補正予算についてお伺いします。

まず、歳入の増減についてです。

予算書12ページ、歳入15款2項の県補助金、木質バイオマス利用施設等整備補助金の2,850万円の減額についての理由。

13ページ、16款 2 項の財産売払収入、立木売払収入5,050万8,000円の減額の理由。 16ページ、歳入21款 1 項の合併特例債事業の、これはさっき聞いたからいいか、 減額の理由。

あと、過疎対策事業債のプラス2,850万円の増額の理由。

あと、歳出の増減ですけれども、27ページ歳出の5款2項の林業振興費の負担金補助金及び交付金の9,361万3,000円、また、造林整備事業の5,610万円の減、あと、28ページ、宍粟PR館運営業務委託料680万円、土地云々のこれ加速化交付金ということで、一時的な国の予算を使っていると思うんですけど、それ以降、平成29年度以降になりますかね。一般財源で賄っていく予定があるのかどうかということ。

あと、29ページ6款1項の観光協会補助金、少雪対策誘客支援分250万円、これ既に執行済の予算ではないかと思います。議決を前に執行できた根拠を教えてください。

以上です。

議長(秋田裕三君) 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長(坂根雅彦君) 私のほうからは、木質バイオマス利用施設等の整備補助金の関係、さらには過疎対策事業債の増額、この件についてお答えをしたいというふうに思います。

平成27年度当初予算において、この補助金についてですが、この年度末に躯体の9割程度の完成を見込んでおりました。当然、ペレットボイラーの設置も完了予定でこの補助金の予算計上を行っておりましたが、御承知のとおり、入札執行の段階で第1回目の入札が不調となったということ、さらには発注後において、BGのプールの建設地が旧の千種中学校があったわけですが、基礎工事の段階で中学校の基礎が出てきたということ、さらには12月の雨でその基礎掘りのところが浸水してしまったというようなことがあって、工事が遅れております。県とも十分協議を重ねてきたわけですが、年度内完了は難しいということで補助金を受けられないということになっております。そのために過疎対策事業債の財源を変更させていただいているというのが、今回の補正でございます。

議長(秋田裕三君) 中岸産業部長。

産業部長(中岸芳和君) 私のほうからは、まず歳入の13ページでございます。立木売払収入につきましてでございますけれども、この立木売払収入につきましては、市有林の整備工事で搬出間伐を予定しておりました。しかし、入札の不調が続きまして、積雪等も考慮した結果、工事を取りやめたことによって市有林の立木の売払収入が入ってこないということで、減額をさせていただいております。

続いて、予算表の27ページ、林業振興費の負担金補助の9,361万3,000円の減額でございますけども、これにつきましては、市長のほうから説明がありましたように、県の割り当て事業の大幅な減額等がございまして、森林管理100%作戦の補助金の対象事業がかなり減額になった、また、緊急防災林の整備事業の補助金についても県予算額が早期に満額に達したための減額、そして、さらに森林整備地域活動支援交付金、これにつきましては、森林所有者の同意作業にかなりの時間が要したことによって、対象面積が少なくなったことによる減額、この3点が大きな減額の要因となっております。

また、造林整備事業につきましては、先ほど歳入のところで申し上げましたように、市有林整備工事を取りやめたことによります原木販売手数料としての714万円の減額と工事請負費の減額が5,600万円という形になっております。

それと、続きましてふるさと宍粟 P R 館の運営の平成29年以降の財源につきましてでございますけども、平成28年度は、先ほど議員のほうから質問がありましたよ

うに、地方創生の加速化交付金を充当する予定としております。平成29年度以降に つきましては、新型交付金またブナ基金等を活用してPR館の運営のほうをしてい きたいと、そのように考えております。

最後に、少雪対策事業につきましては、県のほうも補助支援措置を何とか講じようということでしております。その中で、市としましても対象経費の3分の1を支援させていただきたいという思いで補正予算に計上をさせていただいております。

この事業につきましては、既に御承知のようにテレビでのコマーシャル等を流しているわけでございますけども、補助申請は観光協会からは市のほうへいただいております。ところが、執行につきましては、市としましては本補正予算の審議をしていただいた後、その結果によって支援をさせていただくということで、観光協会のほうと、市のほうは補正予算が可決された後に支払うということにしておりますので、執行のほうは実施をしていないという状況であります。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) 私のほうからは、合併特例債事業債、小学校 整備事業の1億1,190万円の減額の理由ということで説明させていただきます。

この歳入に該当する歳出は、小学校整備工事費であります一宮北のプール工事であります。これにつきましては用地が農振地域であるということから、農振除外が12月に認められまして、その後農地転用許可申請を今しているところであります。そのため年度内の発注ができないこと、また新年度に国庫補助の採択が確定となったことから、平成28年度に計上するということから、ここで減額しております。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

以上です。

1番(鈴木浩之君) まず、バイオマス利用施設等整備補助金の話なんですけど、これ結局この補助金と、あとB&G財団の3,000万円を加味して、あと残りを過疎債というお話で話が進んでいて、これ遺跡が出てきたとかだったら仕方がないかなということも考えるんですけど、千種中学校というめちゃめちゃ近代の建物がそこについ最近あったというか、それ予測もできなかったのかどうか、これはもう責任問題結構重大だと思うんです。それが受けられないからといって過疎債をまた同じ額発行するというのは、もう最初の当初予算の根拠が崩れていることなので、ちょっとこの責任の問題について、どのように考えているのかを2回目の質問とします。

あと、ほかには林業振興の関係、タチキじゃなくて、すみません、リュウボクと 読むんですかね、の売払等々で、林業振興は宍粟市の場合、補助金であるとか交付 金というのが思いっきり施策の柱になっていて、それが執行できないということはイコール林業振興がされていないというか、森林整備がされていないということと受け取るしかないんですけども、このあたりも本当にこのあり方でいいのか、林業振興はこのあり方でいいのか、何か策がこれをもとに何かあるんであれば教えていただきたいと思います。

あとは、少雪対策の分なんですけれども、これ新聞報道とかでは750万円があって、3分の2とか3分の1ということになっているんですけど、あの書き方であると、例えばあれは県で500万円という枠は確定していると思うんです、上限として。ただ、あそこで3分の2、2分の1ということになると、例えば500万円以内でおさまったとしても、市はそのうちの3分の1を補助するような形になってしまっていると思うんですけれども、そのあたり実際にこれ修正でこれを認められないとなったときに、どのような影響が出るのかということをお聞かせいただきたいと思います。

あと、ちょっと先ほど聞かなかったんですけど、通告にはあったんですが、先ほど大畑議員の質疑の中にもありました、地方創生加速化交付金のほとんどが観光振興や講演費に使われています。宍粟市においては、やっぱり地方創生イコール観光振興というふうにとらえていいのかどうか。

国が言っている観光振興とかというのも、やはりその観光で地域内に落ちた経済的な波及効果が地域内で循環するシステムを持っていないところには補助しないというようなことを明言されているんで、その観光振興するのは結構なんですけれども、その恩恵が地域内で循環するような仕組みをセットでお考えかどうか、この点を伺います。

議長(秋田裕三君) 清水副市長。

副市長(清水弘和君) 私のほうから、2点お答えを申し上げます。

まず、1点目のバイオマス施設の補助金2,850万円のこの減額になった責任云々のことでございますが、もちろんいろんな事情がございました。先ほどありましたように入札の関係、それから予期しない繰り越しもございまして、努力をしてまいりました。

ただ、県のほうも繰り越しの予算計上をもって交付決定をしてもらったということで、いろいろと工夫して努力をしたんですが、やっぱり繰り越しの繰り越し、いわゆる事故繰越は不可能という判断になりましたので、これも県との調整の上、最大の財源補填ができる過疎債での認定ということで、承認を得たところでございま

す。

いずれにいたしましても、執行をした責任ということは当然ございますので、その辺の努力と、その辺はまた判断をいただきたいというように思います。

それから、もう1点、この地方地域創生戦略の関係でございますが、先ほど参事からもありましたように、特化した事業でないと認めないと、いわゆる早急に効果があらわれるという前提がございまして、その中での調整をしたものでございますので、さっきの観光の振興の絡みもそういう関連があるということで、御理解を願いたいと思います。

林業関係は、産業部長がお答えします。

議長(秋田裕三君) 中岸産業部長。

産業部長(中岸芳和君) まず、林業振興の件でございますけども、御指摘のように、現在は国県の補助というのが大きな一つの柱となっております。ただ、その中で、森林管理100%事業につきましては、県と市が一緒になって何とかかかる経費の100%分を見ようということで、これにつきましては、これの前に造林関係の補助金として68%が出ております。それをもとに事業は実施しておりますので、県の随伴分について、その分については補助金が減少したという形になっておるということで、何も全く補助金がゼロになったということではないということを御承知おきのほうをお願いしたいと思います。

それと、確かに、現在の林業につきましては、補助金はかなりのウエートを占めております。ただ、それだけでなしに、やはり材価につきましても、徐々にではありますけれども、若干上がっております。例えば、木材の自給率につきましても、10何%が3割近くまで上がったということも聞いております。ただ、新たな木材の利用方法についても研究をしながら、宍粟市の材を付加価値を高めていくということについても、今後施策として検討していく必要があるんじゃないかなと。それによって、森林所有者のほうに、山元への還元もできると、そのように考えておって、さらに施策のほうに踏み込んでいきたいと、そのように考えております。

それと、少雪対策につきましては、県が示しておりますのは、スキー場一つにつきまして3分の2で上限補助金額が250万円を支援するということで、宍粟市においては、二つスキー場がありますので、県補助金の最高額は500万円ということになって、それによって750万円という額が出ております。それで、市としましては、近隣市町の動向等も見て、3分の1である250万円を今回計上させていただいております。

これをもし否決された場合につきましては、市としましては、当初何とか自力ででも県の補助金だけでもいただいて、実施してその分についてはスキー場とも協議を重ねながら、何とか集客に結びつけようということに躍起になって観光協会のほうがしたわけでございます。

その結果、千種のスキー場におきましては、約3万5,000人程度の集客が見込めたということで、一定の成果はあったんではないかなというふうに思っております。

しかし、この例年にない、ここ8年ぶりぐらいの本当に少雪でございまして、経営に非常に圧迫を与えております。また、道の駅であるとか、市内の飲食量関係につきましても間接的にも影響があるということで、このPRをしたことによって、若干でも市内の経済に対しての影響が少なくなったんではないかなというふうには考えております。

議長(秋田裕三君) 1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) ちょっと順番前後しますが、観光協会のその補助金に関しては、CM作成、実際に幾らというか、どういう事業経費がかかったのか。あと、もう既に何日から何日まで何回ということが報道されていますので、一体何月何日の何時のところにコマーシャルとかCMを打っているのか。あと、そこの視聴率等々を是非とも成果を見れる資料として、分科会のほうに提出してください。

あと、先ほどの観光振興の件なんですけども、即効性とか効果が見える云々というんですけど、効果自体をちょっと取り違えているかなというふうに思います。あくまで観光振興の効果というのは、その経済的恩恵が循環して残るという、観光事業者だけが云々ではなくて、地域全体にその経済的な波及効果があるということを効果というふうに見るので、ただ単に、ちょっと人が多く来たとか云々ということは全く成果の指標にならないと思いますんで、そのあたりのことは今後の予算等の中で審議していきたいと思います。

あと、先ほどのバイオマスの関係ですけど、努力しましたけど無理でしたというのは、ちょっと非常に無責任かなと思いますので、是非ともそのあたりはちょっと 徹底的に追求というか、責任の所在をはっきりしていただきたいなというふうに思 います。

以上です。

議長(秋田裕三君) 中岸産業部長。

産業部長(中岸芳和君) 少雪対策につきましては、回数とか、いつから何回やったとか、そういうことにつきましては、当該委員会のほうで報告をさせていただき

たいと思います。ただ、視聴率につきましては、テレビ局のほうからその部分がい ただけたら、その範囲で報告をさせていただきたいと、そのように思います。

議長(秋田裕三君) 清水副市長。

副市長(清水弘和君) 責任の追及云々は別としまして、原因につきましては、明らかに説明をさせていただきたいと、このように思います。

議長(秋田裕三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第32号議案から第39号議案までの8議案は、予算 決算常任委員会に付託いたします。

日程第32 第40号議案~第51号議案

議長(秋田裕三君) 日程第32、第40号議案、平成28年度宍粟市一般会計予算から、 第51号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題 といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 平成28年度予算の審議をお願いするにあたりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

平成27年度に第 2 次総合計画、地域創生総合戦略を策定する中で、平成28年度がそれぞれの計画の初年度となり、各計画に基づく施策などを着実に進めるための大切なスタートの年度となります。

特に第2次総合計画、地域創生総合戦略においては、人口減少対策を最重要課題とする中で、まず、集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援などの住みに、雇用の創出と就職支援などの働く、続いて、少子化対策としての産み育てる、最後に選ばれるまちづくりとしてのまちの魅力、この4点を定住促進重点戦略と位置づけ、参画と協働のもと市民と行政が連携し、人と自然が輝き活力に満ちたまちづくりを着実に進めるとしたところであります。

このような中で、平成28年度予算につきましては、地域創生総合戦略のテーマである「森林から創まる地域創生」を常に念頭におき、国において補正予算措置された地方創生加速化交付金、及び平成28年度以降の地方創生推進交付金を有効に活用し、兵庫県や周辺市町村をはじめ、各種団体と連携し定住人口並びに交流人口を増やすため、宍粟市の特色である氷ノ山を中心とした四季折々の豊かな自然を生かし、森林セラピーを活用したグリーンツーリズムなど積極的かつ切れ目のない施策を展

開し、宍粟市に住み続けたい、住んでみたいと思っていただける魅力と活力のある まちづくりを進め、地域が自ら考え地域の特性を生かしたまちづくりの取り組みを、 きめ細かに、力強く進めていくための「元気森林もり予算」と考えております。

それでは、総合計画に沿って、平成28年度の主な施策を御説明いたします。

まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりにつきましては、農業振興では、地域農業の活性化を図るため、新たに「畑のレシピ集」の作成や、農産物の新たな出荷、販売ルートを開拓する農産物等集配販売システムの構築に取り組み、継続して実施する宍粟産物販売促進事業や新規就農・定住促進事業とあわせ、総じて気軽に農業を始めたいと思えるきっかけづくりを進めます。

林業振興では、平成29年度に県立森林大学校が宍粟市において開校されることが 決定しており、宍粟市においても、地域、林業事業体、県と連携する中で、学生の 居住環境整備等に積極的に取り組みます。

また、新たに森林で活き生き事業として、未利用木材のバイオマス燃料としての 搬出費用を一部支援し、さらに宍粟材の家づくり支援事業、宍粟材普及促進支援事 業、林業担い手育成対策事業に取り組み、森林整備意識の醸成、宍粟材の需要拡大、 林業における雇用の創出及び安定を図ります。

商工業の振興では、安定した雇用創出のための企業立地に対する助成や、新規施策として、空き家の利活用も含め、若年層を中心とした定住及び起業を支援するIT関連事業所支援事業や、建設業などにおける女性技能労働者の確保を目的とした企業の施設等改修支援、技能労働者育成費用の一部助成により雇用環境の充実を図ります。

さらに、兵庫・鳥取・岡山の三県境市町村と連携し、特産品の海外展開など積極的なPRに取り組みます。

観光振興では、活動拠点のトイレやアクセス道路を整備の上、森林セラピーツアーや氷ノ山ツーリズムを拡充して実施し、姫路駅前のスペースにふるさと宍粟PR館を移転オープンする中で、観光や特産品などの情報発信とあわせて、森林セラピーや氷ノ山のPRにも積極的に取り組みます。

また、道の駅や宿泊施設など老朽化した観光施設を整備し、さらに、森林産業として栄えた波賀森林鉄道の歴史や文化を探る中で、活用の可能性を調査研究します。

あわせて、桜やもみじの花木で道路や河川沿いを彩り、市内全域で四季を通じ魅力ある景観を創出し、交流人口の増加や地域経済の活性化を目指す宍粟彩りの回廊 プロジェクト事業に取り組むとともに、西日本有数のもみじの名所である最上山公 園もみじ山をさらにグレードアップするため、広葉樹等の植樹に取り組みます。

次に、快適に暮らせるまちづくりにつきましては、住宅環境整備では、市営住宅整備計画に基づき、老朽化した中山台市営住宅を建て替え、道路網整備では、区画整理事業の見直しによる都市計画道路整備として、まず、山田下広瀬線の整備に着手します。

上下水道整備では、水源の複数化や浄水施設の改修による水道水の安定供給に取り組むとともに、市街化区域の課題でありました雨水幹線整備による豪雨時の災害発生防止に取り組みます。

空き家・定住対策では、定住コーディネーターによる相談窓口を引き続き開設し、空き家バンクの物件紹介や地域との調整、東京や京阪神間での定住相談会を開催します。

また、新たに地域に定住協力員を設置し、定住コーディネーターや地域との連絡調整を実施し、さらに定住促進や二地域居住に繋げるため、お試し移住体験事業の実施や、都市圏の高齢者が移住しやすい体制を構築するため、生涯活躍のまちの可能性を検証します。

あわせて、昨年11月にスタートしました公共交通システムについて、「みんなで守る公共交通」をスローガンに、バス利用推進員としてバス守ろう隊の結成や、 1日フリー乗車券などを検討します。

また、公共交通を利用して遠隔地へ通勤または通学する方の経済的支援を行う通 勤・通学費助成事業を推進します。

次に、環境に優しいまちづくりにつきましては、環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの普及促進、公用車の電気自動車導入に取り組むことで、CO2削減を推進します。さらに、小型家電を効果的に回収する回収ボックス設置事業をスタートさせ、資源の再利用と不法投棄防止を推進します。また、ペットボトルやアルミ缶など資源ごみの効率的な回収や、市民のリサイクル意識の向上を目指した、コンテナ回収の調査研究に取り組みます。

次に、安全で安心なまちづくりにつきましては、防犯・防災施策では、地域防災体制を充実するため、専門的知識を有する講師を招聘し、自主防災組織における我がまち防災マップ作成講習会の開催や、災害に備えた防災台帳の作成に拡充して取り組みます。

消費者行政では、専門相談員の国家資格の取得などに取り組むほか、総合的な相談と被害の防止に努め、消費者自らが消費生活に関する知識や技能を身につける研

修の機会を提供します。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりにつきましては、妊娠期から子育て期に わたるまでの総合的相談支援をワンストップで提供する、子育て世代包括支援センターの平成29年度開設に向けた準備に着手します。

引き続き、出会い応縁事業や消防団婚活イベント、出会いサポート事業により、結婚に前向きになるような機運を醸成し、出会いから結婚へを応援します。

就学前教育の充実では、昨年開園したちくさ杉の子こども園への運営支援を行うとともに、他の地域においても引き続き協議を進め、幼保一元化計画に沿って認定こども園整備事業を推進します。

学校教育の充実では、新たにこころの教育推進事業を実施し、生命の大切さ・人を思いやる心を、芸術や文化を通じてさらに育み、ひいては学校が子どもたちにとって安全・安心の居場所となるよう取り組みます。

また、わかりやすい授業づくりを目的に、大型モニター及びタブレット端末を全小学校に導入し、教育環境の充実を図るとともに、伊水小学校屋内運動場や都多小学校校舎の改築及び耐震補強などの施設整備に取り組みます。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりにつきましては、食の講演会やウォーキング教室などへの積極的な参加を促進する健康づくりポイント事業を実施し、自主的な介護予防・運動習慣・食の健康づくりを進めるとともに、非常に好評で着実に参加者が増加しておりますいきいき百歳体操についても引き続き実施します。

高齢者福祉・障がい福祉・地域福祉では、地域包括ケアシステムの構築に向けて 生活支援体制の整備に取り組むとともに、外出支援サービスについて新制度にて取 り組みます。

また、就労に向け準備が整っていない生活困窮者や生活保護受給者に対して新たに就労準備支援事業に取り組み、さらに、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例を制定し、手話に対する理解を深めるための市民講座や、奉仕員の養成講座を開催しスキルアップを図るなど、手話でコミュニケーションが図りやすい環境の整備に取り組みます。

病院事業では、効率的、効果的な経営と地域医療体制の充実を図るため、新公立 病院改革プランを策定します。

次に、心豊かにいきいきと学べるまちづくりにつきましては、生涯学習・文化・芸術では、新たに若者の定着をテーマに生涯学習を推進するとともに、引き続き図

書館の蔵書充実や生涯学習機会の提供と情報発信に取り組みます。

スポーツの推進では、市民の健康維持増進を図るため、気軽にできる新たなウオーキングコースを設置するほか、しーたん通信を活用したラジオ体操の推進や市民の健康管理を目的とした健康手帳を希望者へ配付するなど、個人はもちろん事業所・自治会・グループ等で健康づくりに取り組むことができるようさらに推進をします。あわせて、サッカー教室やカヌー教室について対象者を拡大して実施し、スポーツ環境の充実と交流を推進し、また、後継者育成などの課題解決に向けて社会体育団体への支援を実施する中で、全体としてスポーツ立市に向けた施策を展開してまいります。

人権教育・啓発では、若者を主役とした対話形式による人権フォーラムを開催し、 若者にとって住みよいまちとはなどを議論する中で、人権意識の浸透を図ります。

男女共同参画につきましては、女性の社会参画を促進するしそう女性リーダー養成講座を実施するほか、女性の力で地域課題の解決や地域活性化を図るための自主的な活動組織の立ち上げを目指し、しそう女性ミーティングを実施します。

次に、参画と協働のまちづくりの推進につきましては、新たに地区コミュニティ支援員を配置し、地域の課題整理や課題解決に向けた取り組みなどを推進するとともに、地区のコミュニティ活動を活性化するため、昨年度に創設しました地区コミュニティ醸成支援事業を拡充し、単位自治会等が実施する交流人口の増加を目的とした地域活動について支援をします。また、地域おこし協力隊をさらに受け入れ、地域活性化の担い手とすることや地域おこし活動の強化を図ります。

情報共有の推進では、防災情報や市議会中継をはじめ、より一層積極的な情報を発信するため、基盤整備として情報発信の媒体であるしそうチャンネルのハイビジョン化に取り組みます。

最後に、持続可能な行財政運営の推進につきましては、ふるさと納税の拡充により自主財源を確保するとともに、収支バランスを重視し、公債費や起債残高の低減を目指します。

また、新たに市税のクレジット収納システムを構築し、納税者の利便性及び収納率の向上を図ります。さらに、間もなく策定いたします公共施設等総合管理計画に基づき、市民との協議のもと生活圏のネットワーク構想に取り組み、あわせて播磨圏域連携中枢都市圏、及び現在協議しております定住自立圏をはじめ近隣市町村とのさらなる連携強化に取り組みます。

当初予算額は、一般会計で233億2,000万円と、前年度に比べ5.7%の減となりま

すが、地域創生関連予算などへは積極的に予算措置し、第 2 次総合計画のスタート にあわせ、重点的かつ果敢に挑戦する予算と考えております。

また、6年連続して財政調整基金の取り崩しを行わないこととしており、財政健 全化に向け着実な取り組みを展開していると考えております。

以上、予算の提案も兼ねまして、平成28年度の市政運営に係る施策の概要について申し上げましたが、宍粟市に住み続けたい、住んでみたいと思える選ばれるまち、さらには、人と自然が輝きみんなで創る夢のまちの実現に向け、着実に歩み進めるという強い思いを持った責任ある予算であると思っております。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

次に、質疑でありますが、ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 4時37分 散会)